

報道関係者 各位

令和3年（2021年）12月24日（金）

【照会先】

子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室
室長補佐 後藤 博規（内線 4843）
健全育成係長 今野 健宏（内線 4845）
（代表電話） 03(5253)1111
（直通電話） 03(3595)2596

**令和3年（2021年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況
（令和3年（2021年）5月1日現在）**

厚生労働省では、放課後児童クラブ数や利用登録している児童数（登録児童数）などの状況を把握するための調査を毎年実施しており、このほど令和3年（2021年）の実施状況を取りまとめましたので公表いたします。

放課後児童クラブは、小学校の余裕教室や児童館などで、共働き家庭等の小学校に就学している児童に放課後等の適切な遊びや生活の場を提供する安全・安心な居場所であり、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年（2018年）9月14日策定）に基づき、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を目指し、その後も、女性就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図ることとしております。

【調査結果のポイント】

○登録児童数《過去最高値を更新》

1,348,275人【前年比37,267人増】（令和2年：1,311,008人）

○放課後児童クラブ数《過去最高値を更新》

26,925か所【前年比300か所増】（令和2年：26,625か所）

うち、放課後子供教室との一体型 5,885か所【前年比328か所増】

※一体型とは、同一の小学校内等で両事業を実施し、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる形態（「新・放課後子ども総合プラン」に基づき1万箇所以上を一体型で実施）。

○放課後児童クラブの支援の単位数《過去最高値を更新》

35,398 支援の単位【前年比 821 支援の単位増】（令和2年：34,577 支援の単位）

※「支援の単位」とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す基準として平成27年度（2015年度）から導入したものであり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援の単位」を基本として行うこととなった。

○利用できなかった児童数（待機児童数）

全体：13,416人【前年比 2,579人減】（令和2年：15,995人）
（学年別内訳）

小学1年生：2,009人【前年比 27人増】

小学2年生：1,982人【前年比 78人増】

小学3年生：3,364人【前年比 284人減】

小学4年生：3,786人【前年比 846人減】

小学5年生：1,613人【前年比 1,101人減】

小学6年生：662人【前年比 453人減】

- ・平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度で、対象児童を「おおむね10歳未満」から小学6年生までと明確化。
- ・待機児童数については対前年比で2,579人減少し、13,416人となった。
- ・待機児童数の学年別で見ると、小学校低学年（小学1年生から小学3年生）は179人、小学校高学年（小学4年生から小学6年生）は2,400人減少した。
- ・都道府県別では、東京都（3,361人）、埼玉県（1,230人）、千葉県（940人）で全体の約4割を占めている。

○放課後児童クラブの職員数：175,583人【前年比 9,858人増】

うち放課後児童支援員の数：99,162人【前年比 3,291人増】

うち認定資格研修を修了した者の数：90,790人【前年比 4,113人増】

うち補助員の数：74,113人【前年比 4,259人増】

うち育成支援の周辺業務を行う職員の数：2,308人【－】

○放課後児童支援員の主な資格の状況

保育士：24,304人（24.5%）【前年比 387人増】

高等学校卒業等で、

2年以上児童福祉事業に従事した者：32,979人（33.3%）【前年比 1,252人増】

教育職員免許状を有する者：24,455人（24.7%）【前年比 6人減】

※（ ）内は放課後児童支援員の総数（99,162人）に占める割合

○18時半を超えて開所している放課後児童クラブ数

[平日]

16,058 か所 (59.7%*) 【前年比 672 か所増】 [令和2年: 15,386 か所 (57.8%*)]

(*) 平日に開所している放課後児童クラブ数 (令和3年: 26,920 か所、令和2年: 26,613 か所) に占める割合

[長期休暇等]

15,556 か所 (58.1%*) 【前年比 690 か所増】 [令和2年: 14,866 か所 (56.2%*)]

(*) 長期休暇等に開所している放課後児童クラブ数 (令和3年: 26,797 か所、令和2年: 26,442 か所) に占める割合

(参考) 18時半を超えて開所している放課後児童クラブの登録児童数

[平日] 841,803 人 (62.4%*) 【前年比 46,044 人増】 [令和2年: 795,759 人 (60.7%*)]

[長期休暇等] 816,291 人 (60.5%*) 【前年比 43,038 人増】 [令和2年: 773,253 人 (59.0%*)]

(*) 全登録児童数 (令和3年: 1,348,275 人、令和2年: 1,311,008 人) に占める割合

目次

概要

1	放課後児童クラブ登録児童数等の状況	…	6
2	設置・運営主体別実施状況	…	7
3	設置場所の状況	…	7
4	登録児童数の規模別の状況	…	8
5	学年別登録児童数の状況	…	8
6	終了時刻の状況(平日)	…	9
7	待機児童数の学年別の状況	…	9

詳細

1	クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校区数の状況	…	10
2	設置・運営主体別クラブ数の状況	…	10
3	実施場所別クラブ数の状況	…	11
4	実施規模別支援の単位数の状況	…	11
5	利用定員の設定規模別支援の単位数の状況	…	11
6	学年別登録児童数の状況	…	12
7	年間開所日数別クラブ数の状況	…	12
8	平日の開所時刻の状況	…	12
9	平日の終了時刻の状況	…	12
10	長期休暇等の開所時刻の状況	…	13
11	長期休暇等の終了時刻の状況	…	13
12	長期休暇等の開所状況	…	13
13	障害児受入数別クラブ数の状況	…	13
14	障害児受入の定員設定別クラブ数の状況	…	13
15	障害児の学年別登録児童数の状況	…	13
16	利用できなかった児童数(待機児童数)の状況	…	14
17	新1年生の受入開始の状況	…	14
18	専用区画の有無の状況	…	14
19	児童1人当たりの専用区画面積の状況	…	14
20	雇用形態別放課後児童クラブ職員数の状況	…	14
21	認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数の状況	…	14
22	一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況	…	15
23	支援の単位ごとの実施規模別放課後児童支援員等の配置状況	…	15
24	支援の単位ごとの時間別放課後児童支援員等の配置状況	…	18
25	登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況	…	22
26	放課後児童支援員の資格の状況	…	22
27	放課後児童支援員の配置状況	…	23
28	放課後子供教室との連携の状況	…	23
29	基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況	…	23
30	市町村における対象児童の範囲	…	23
31	対象としていない児童への対応	…	23
32	放課後児童クラブの情報提供の状況	…	23
33	児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の状況	…	24
34	利用手続き(利用申込み・利用決定)の状況	…	24
35	利用に係る優先的な取扱いの状況	…	24
36	放課後児童クラブにおける利用料の徴収等の状況	…	25
37	放課後児童クラブにおける月額利用料	…	25

38	放課後児童クラブにおける利用料の減免等の状況	…	26
39	指定管理者制度による実施の有無	…	26
40	おやつ提供の状況	…	26
41	保護者との連携の状況	…	27
42	育成支援の記録の状況	…	27
43	利用の開始等の情報提供の状況	…	27
44	運営規程の状況	…	27
45	放課後児童クラブ内における虐待等の発生件数	…	27
46	職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況	…	27
47	適正な会計管理及び情報公開の状況	…	28
48	学校との連携状況	…	28
49	保育所、幼稚園等との連携状況	…	28
50	地域、関係機関との連携状況	…	28
51	衛生管理・安全対策の状況	…	28
52	職場倫理の自覚の状況	…	28
53	要望・苦情への対応状況	…	29
54	研修受講機会の提供状況	…	29
55	運営内容の定期的な自己評価の実施状況	…	29
56	運営内容の第三者評価の実施状況	…	29

都道府県・指定都市・中核市別の実施状況

放課後児童クラブ数及び登録児童数	…	30
放課後児童クラブ数(対前年入り)	…	31
放課後児童クラブ登録児童数(対前年入り)	…	32
利用できなかった児童数(待機児童数)(対前年入り)	…	33
令和3年5月1日 利用できなかった児童(待機児童)マップ	…	34
利用できなかった児童(待機児童)がいる市町村数	…	35
利用できなかった児童(待機児童)が50人以上いる市町村	…	36
放課後児童支援員等数(うち常勤職員数・率入り)	…	37
学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数	…	38
同一小学校内(学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設)で放課後子供教室の活動プログラムに参加しているクラブ数	…	39

参考資料

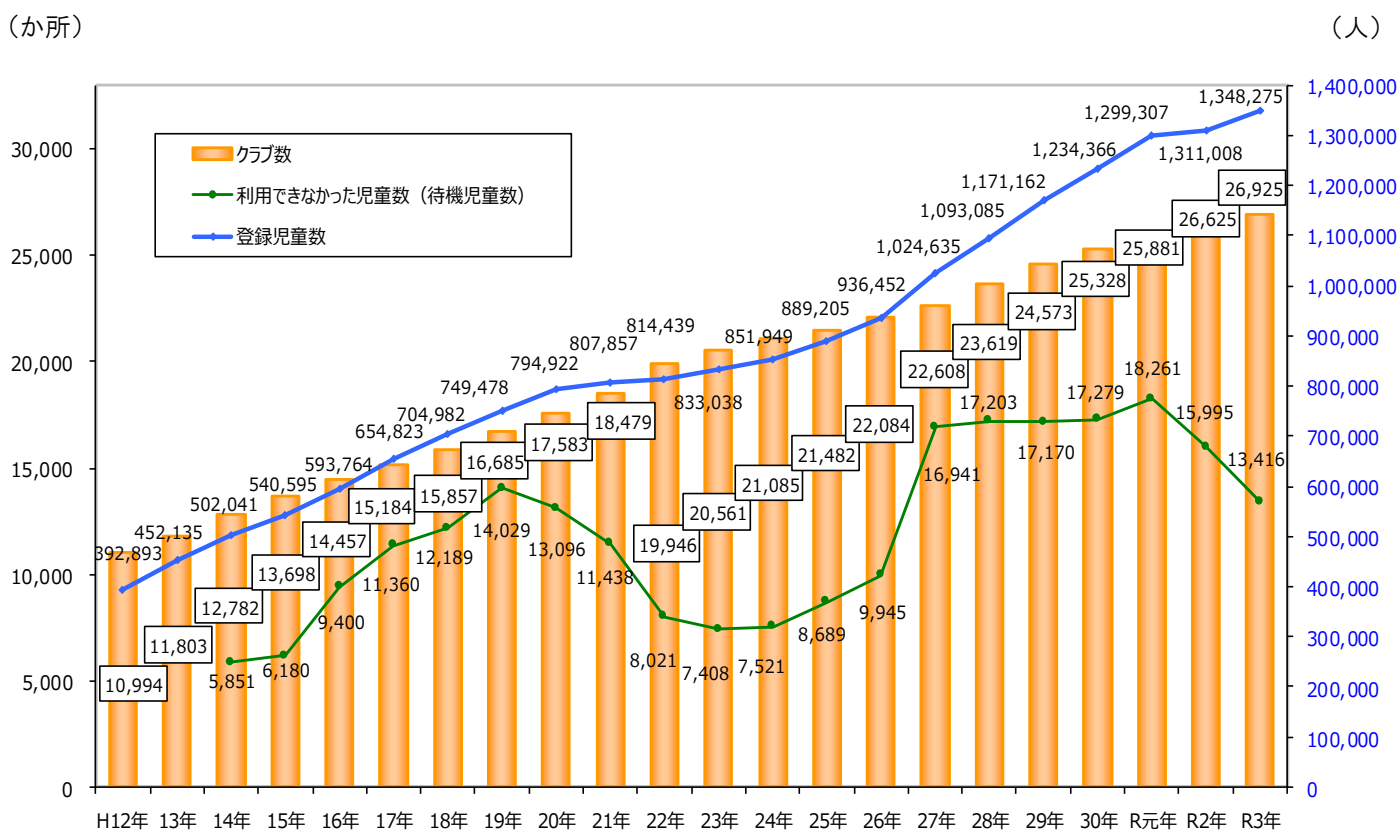
調査概要	…	40
------	---	----

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【概要】 (全国計)

1. 放課後児童クラブ登録児童数等の状況

- 登録児童数及びクラブ数ともに年々増加傾向にあり、
 - ・登録児童数は、対前年37,267人増の1,348,275人、
 - ・クラブ数は、対前年300か所増の26,925か所、
 となっている。
- また、利用できなかった児童数(待機児童数)は、対前年2,579人減少し、13,416人となっている。

〔クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移〕

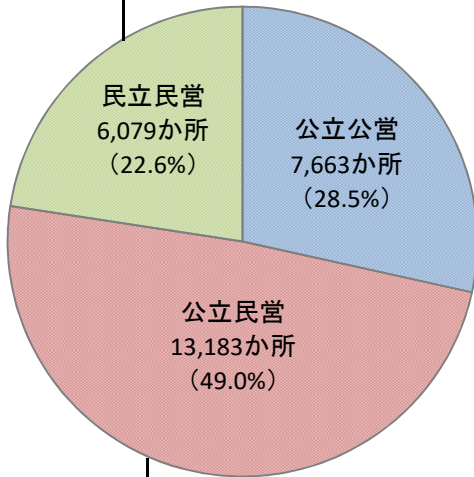


※5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) 厚生労働省調査
 ※本調査は平成10年より実施

2. 設置・運営主体別実施状況

○ 設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約28%、公立民営のクラブが約49%、民立民営が約23%を占めている。

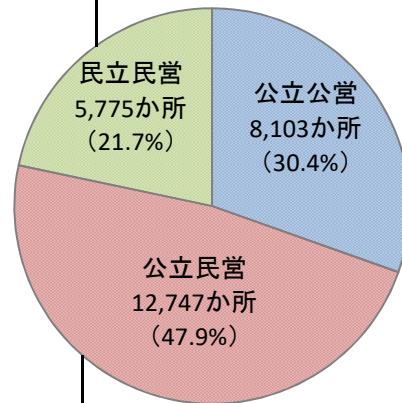
社会福祉法人	1,917か所	(7.1%)
NPO法人	1,066か所	(4.0%)
運営委員会	1,417か所	(5.3%)
保護者会		
その他	1,679か所	(6.2%)



社会福祉法人	3,693か所	(13.7%)
NPO法人	1,878か所	(7.0%)
運営委員会	3,198か所	(11.9%)
保護者会		
その他	4,414か所	(16.4%)

(参考) 令和2年

社会福祉法人	1,834か所	(6.9%)
NPO法人	982か所	(3.7%)
運営委員会	1,466か所	(5.5%)
保護者会		
その他	1,493か所	(5.6%)

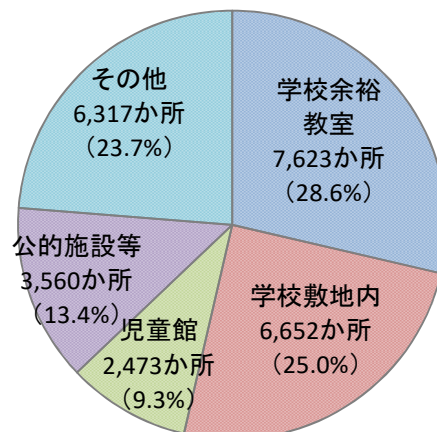
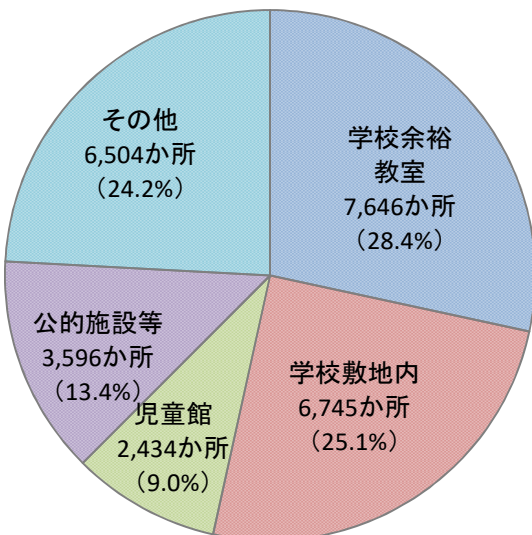


社会福祉法人	3,664か所	(13.8%)
NPO法人	1,835か所	(6.9%)
運営委員会	3,381か所	(12.7%)
保護者会		
その他	3,867か所	(14.5%)

3. 設置場所の状況

○ 設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約53%、児童館・児童センターが約9%である。

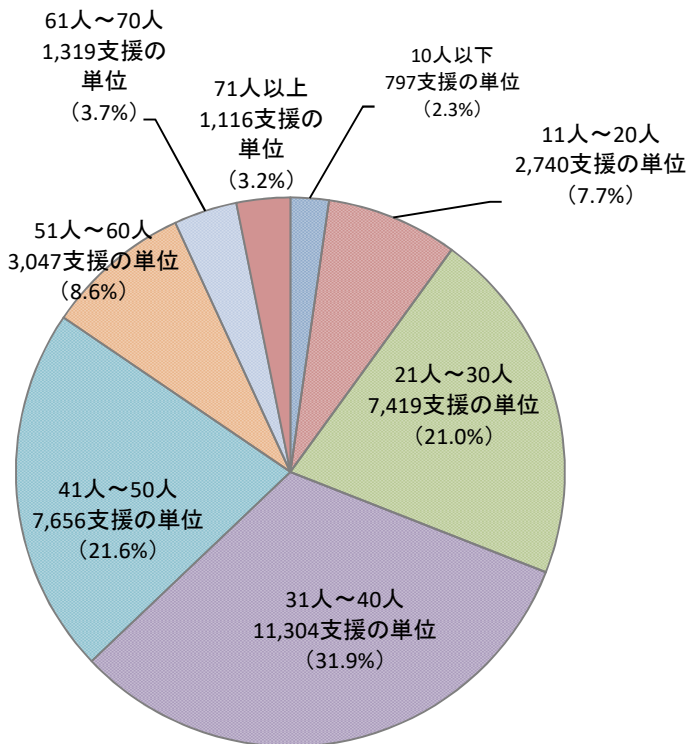
(参考) 令和2年



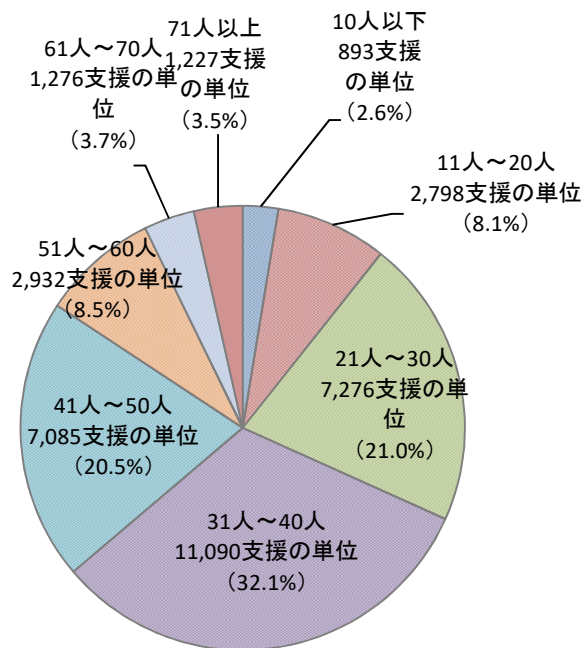
※「公的施設等」は、「公的施設利用」及び「公有地専用施設」を指す。

4. 登録児童数の規模別の状況

○ 登録児童数の人数規模別で見ると、40人までの支援の単位が全体の約63%を占めている。

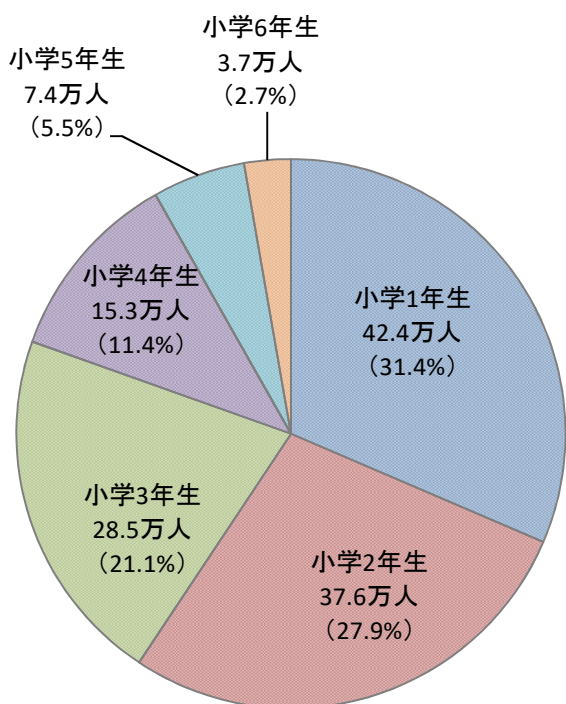


(参考)令和2年

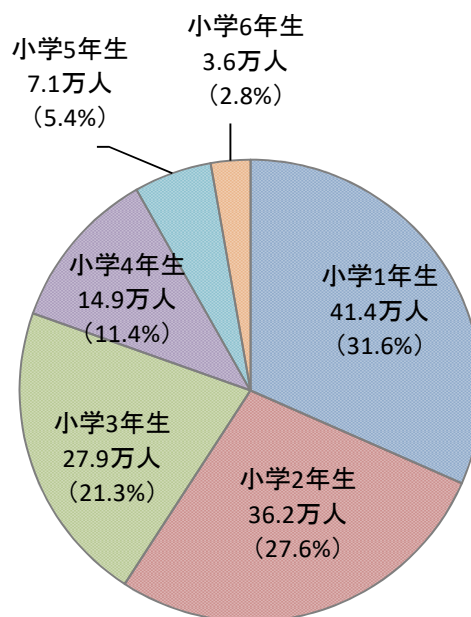


5. 学年別登録児童数の状況

○ 低学年（小学1年生から小学3年生）及び高学年（小学4年生から小学6年生）の割合は、ほぼ横ばいとなっている。

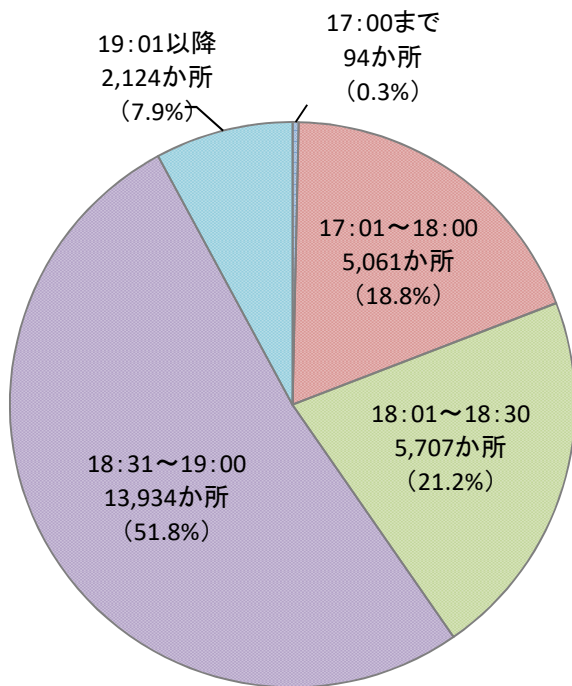


(参考)令和2年

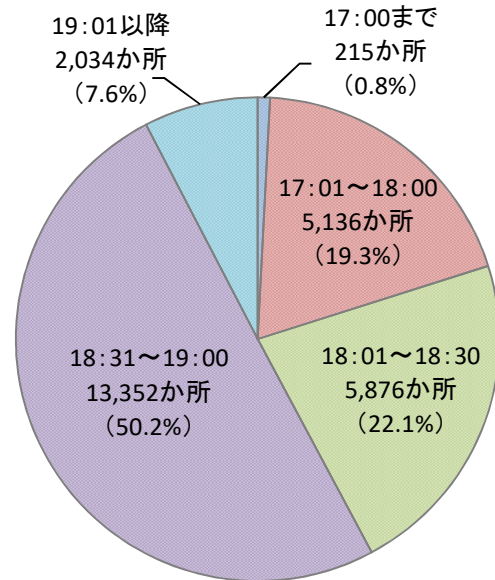


6. 終了時刻の状況(平日)

○ 18時半を超えて開所しているクラブが全体の約60%を占めており、増加傾向にある。

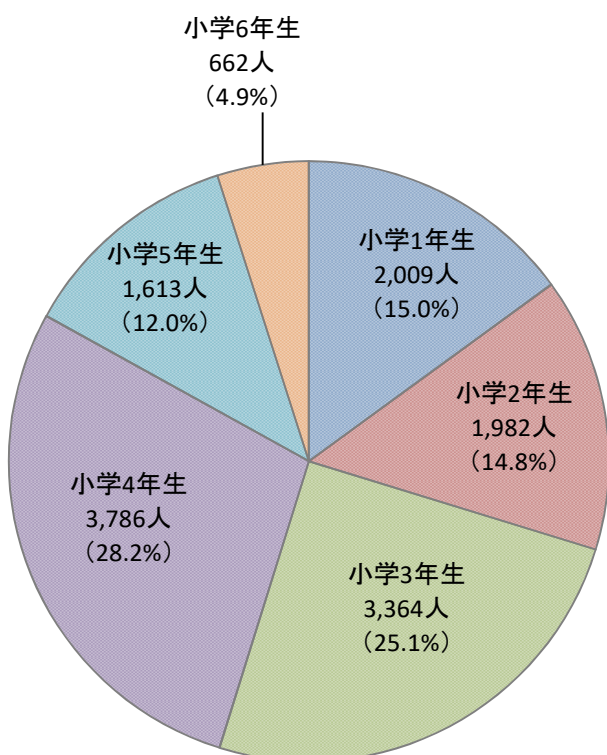


(参考)令和2年

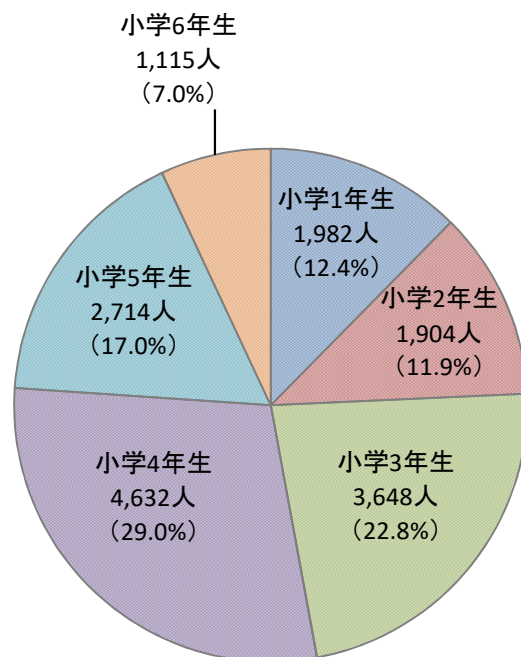


7. 待機児童数の学年別の状況

○ 待機児童数の学年別の状況でみると、低学年(小学1年生から小学3年生)は前年比で179人減少、高学年(小学4年生から小学6年生)は前年比で2,400人減少した。



(参考)令和2年



放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【詳細】

* 5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) 厚生労働省調査

(全都道府県計)

1 クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校区数の状況

区分	令和3年	令和2年	増減
クラブ数	26,925か所	26,625か所	300か所
支援の単位数	35,398支援の単位	34,577支援の単位	821支援の単位
利用定員数	1,498,667人	1,453,579人	45,088人
登録児童数	1,348,275人	1,311,008人	37,267人
実施市町村数(割合)	1,624市町村(93.3%)	1,623市町村(93.2%)	1市町村
[全市町村数]	[1,741市町村]	[1,741市町村]	[+0市町村]
実施小学校区数(割合)	16,643小学校区(88.1%)	16,628小学校区(87.5%)	15小学校区
[全小学校区数]	[18,889小学校区]	[19,011小学校区]	[▲122小学校区]

注1:実施市町村割合は、各年の全市町村数に対する割合、実施小学校区割合は、各年の全小学校区数に対する割合である。

注2:全小学校区数は、文部科学省が実施する学校基本調査における公立の小学校の総数(ただし、分校を除く。)である。

注3:「市町村」は、特別区を含む。以下同じ。

(参考)過去5年間のクラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数の推移

区分	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年
クラブ数(か所)	26,625	25,881	25,328	24,573	23,619
増減	744	553	755	954	1,011
支援の単位数(支援の単位)	34,577	33,090	31,643	30,003	28,198
増減	1,487	1,447	1,640	1,805	1,670
利用定員数(人)	1,453,579	1,382,973	1,320,297	1,254,714	1,184,902
増減	70,606	62,676	65,583	69,812	67,231
登録児童数(人)	1,311,008	1,299,307	1,234,366	1,171,162	1,093,085
増減	11,701	64,941	63,204	78,077	68,450
実施市町村数(割合)	1,623(93.2%)	1,618(92.9%)	1,619(93.0%)	1,619(93.0%)	1,606(92.2%)
[全市町村数]	[1,741]	[1,741]	[1,741]	[1,741]	[1,741]

2 設置・運営主体別クラブ数の状況

(か所)

区分	令和3年	令和2年	増減
公立公営	7,663 (28.5%)	8,103 (30.4%)	▲440
公立民営(合計)	13,183 (49.0%)	12,747 (47.9%)	436
社会福祉法人	3,693 (13.7%)	3,664 (13.8%)	29
公益社団法人等	1,230 (4.6%)	1,156 (4.3%)	74
NPO法人	1,878 (7.0%)	1,835 (6.9%)	43
運営委員会・保護者会	3,198 (11.9%)	3,381 (12.7%)	▲183
任意団体	274 (1.0%)	256 (1.0%)	18
株式会社	2,539 (9.4%)	2,109 (7.9%)	430
学校法人	214 (0.8%)	196 (0.7%)	18
その他	157 (0.6%)	150 (0.6%)	7
民立民営(合計)	6,079 (22.6%)	5,775 (21.7%)	304
社会福祉法人	1,917 (7.1%)	1,834 (6.9%)	83
公益社団法人等	432 (1.6%)	391 (1.5%)	41
NPO法人	1,066 (4.0%)	982 (3.7%)	84
運営委員会・保護者会	1,417 (5.3%)	1,466 (5.5%)	▲49
任意団体	85 (0.3%)	80 (0.3%)	5
株式会社	442 (1.6%)	354 (1.3%)	88
学校法人	311 (1.2%)	282 (1.1%)	29
その他	409 (1.5%)	386 (1.4%)	23
計	26,925 (100.0%)	26,625 (100.0%)	300

注1:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

注2:公立民営・民立民営については、その運営主体ごとの内訳を記載している。

3 実施場所別クラブ数の状況

(か所)

実施場所	令和3年		令和2年		増減
小学校	14,391	(53.4%)	14,275	(53.6%)	116
：学校の余裕教室	7,646	(28.4%)	7,623	(28.6%)	23
：学校敷地内専用施設	6,745	(25.1%)	6,652	(25.0%)	93
児童館・児童センター	2,434	(9.0%)	2,473	(9.3%)	▲ 39
公的施設利用	1,532	(5.7%)	1,584	(5.9%)	▲ 52
民家・アパート	1,620	(6.0%)	1,598	(6.0%)	22
保育所	715	(2.7%)	774	(2.9%)	▲ 59
公有地専用施設	2,064	(7.7%)	1,976	(7.4%)	88
民有地専用施設	1,750	(6.5%)	1,658	(6.2%)	92
幼稚園	298	(1.1%)	299	(1.1%)	▲ 1
団地集会所	101	(0.4%)	100	(0.4%)	1
空き店舗	913	(3.4%)	811	(3.0%)	102
認定こども園	573	(2.1%)	536	(2.0%)	37
その他	534	(2.0%)	541	(2.0%)	▲ 7
計	26,925	(100.0%)	26,625	(100.0%)	300

注：()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

4 実施規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

実施規模	令和3年		令和2年		増減
10人以下	797	(2.3%)	893	(2.6%)	▲ 96
11人～20人	2,740	(7.7%)	2,798	(8.1%)	▲ 58
21人～30人	7,419	(21.0%)	7,276	(21.0%)	143
31人～40人	11,304	(31.9%)	11,090	(32.1%)	214
41人～50人	7,656	(21.6%)	7,085	(20.5%)	571
51人～60人	3,047	(8.6%)	2,932	(8.5%)	115
61人～70人	1,319	(3.7%)	1,276	(3.7%)	43
71人以上	1,116	(3.2%)	1,227	(3.5%)	▲ 111
計	35,398	(100.0%)	34,577	(100.0%)	821

注：()内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。

【参考】実施規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	令和3年		令和2年		増減
10人以下	645	(2.4%)	595	(2.2%)	50
11人～20人	2,068	(7.7%)	2,050	(7.7%)	18
21人～30人	3,995	(14.8%)	4,046	(15.2%)	▲ 51
31人～40人	6,089	(22.6%)	6,203	(23.3%)	▲ 114
41人～50人	4,888	(18.2%)	4,817	(18.1%)	71
51人～60人	2,728	(10.1%)	2,731	(10.3%)	▲ 3
61人～70人	1,805	(6.7%)	1,787	(6.7%)	18
71人以上	4,707	(17.5%)	4,396	(16.5%)	311
計	26,925	(100.0%)	26,625	(100.0%)	300

注：()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

5 利用定員の設定規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

利用定員の設定規模	令和3年		令和2年		増減
10人以下	198	(0.6%)	200	(0.6%)	▲ 2
11人～20人	1,641	(4.6%)	1,694	(4.9%)	▲ 53
21人～30人	5,240	(14.8%)	5,163	(14.9%)	77
31人～40人	15,420	(43.6%)	14,963	(43.3%)	457
41人～50人	6,572	(18.6%)	6,233	(18.0%)	339
51人～60人	3,083	(8.7%)	2,944	(8.5%)	139
61人～70人	1,522	(4.3%)	1,492	(4.3%)	30
71人以上	1,553	(4.4%)	1,575	(4.6%)	▲ 22
設定していない	169	(0.5%)	313	(0.9%)	▲ 144
計	35,398	(100.0%)	34,577	(100.0%)	821

注：()内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。

【参考】利用定員の設定規模別クラブ数の状況

(か所)

利用定員の設定規模	令和3年		令和2年		増減
10人以下	135	(0.5%)	133	(0.5%)	2
11人～20人	1,148	(4.3%)	1,181	(4.4%)	▲33
21人～30人	2,749	(10.2%)	2,753	(10.3%)	▲4
31人～40人	8,914	(33.1%)	8,726	(32.8%)	188
41人～50人	4,115	(15.3%)	4,166	(15.6%)	▲51
51人～60人	2,557	(9.5%)	2,633	(9.9%)	▲76
61人～70人	1,838	(6.8%)	1,847	(6.9%)	▲9
71人以上	5,346	(19.9%)	5,001	(18.8%)	345
設定していない	123	(0.5%)	185	(0.7%)	▲62
計	26,925	(100.0%)	26,625	(100.0%)	300

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

6 学年別登録児童数の状況

(人)

学年	令和3年		令和2年		増減
小学1年生	423,948	(31.4%)	414,050	(31.6%)	9,898
小学2年生	375,994	(27.9%)	361,607	(27.6%)	14,387
小学3年生	284,621	(21.1%)	278,695	(21.3%)	5,926
小学4年生	153,048	(11.4%)	148,941	(11.4%)	4,107
小学5年生	73,623	(5.5%)	71,370	(5.4%)	2,253
小学6年生	37,041	(2.7%)	36,345	(2.8%)	696
計	1,348,275	(100.0%)	1,311,008	(100.0%)	37,267

注:()内は各年の総数に対する割合である。

7 年間開所日数別クラブ数の状況

(か所)

開所日数	令和3年		令和2年		増減
199日以下	69	(0.3%)	57	(0.2%)	12
200日～249日	2,455	(9.1%)	2,030	(7.6%)	425
250日～279日	6,947	(25.8%)	6,916	(26.0%)	31
280日～299日	17,211	(63.9%)	17,387	(65.3%)	▲176
300日以上	243	(0.9%)	235	(0.9%)	8
計	26,925	(100.0%)	26,625	(100.0%)	300

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

8 平日の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	令和3年		令和2年		増減
10:59以前	2,566	(9.5%)	2,508	(9.4%)	58
11:00～11:59	1,116	(4.1%)	1,166	(4.4%)	▲50
12:00～12:59	4,750	(17.6%)	4,755	(17.9%)	▲5
13:00～13:59	10,925	(40.6%)	10,942	(41.1%)	▲17
14:00以降	7,563	(28.1%)	7,242	(27.2%)	321
計	26,920	(100.0%)	26,613	(100.0%)	307

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和3年:26,920]、[令和2年:26,613]は、平日に開所しているクラブ数

9 平日の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	令和3年		令和2年		増減
17:00まで	94	(0.3%)	215	(0.8%)	▲121
17:01～18:00	5,061	(18.8%)	5,136	(19.3%)	▲75
18:01～18:30	5,707	(21.2%)	5,876	(22.1%)	▲169
18:31～19:00	13,934	(51.8%)	13,352	(50.2%)	582
19:01以降	2,124	(7.9%)	2,034	(7.6%)	90
計	26,920	(100.0%)	26,613	(100.0%)	307

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和3年:26,920]、[令和2年:26,613]は、平日に開所しているクラブ数

10 長期休暇等の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	令和3年	令和2年	増減
6:59以前	18 (0.1%)	13 (0.0%)	5
7:00～7:59	9,221 (34.4%)	8,837 (33.4%)	384
8:00～8:59	17,179 (64.1%)	17,239 (65.2%)	▲60
9:00～9:59	312 (1.2%)	290 (1.1%)	22
10:00以降	67 (0.3%)	63 (0.2%)	4
計	26,797 (100.0%)	26,442 (100.0%)	355

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和3年:26,797]、[令和2年:26,442]は、長期休暇等に開所しているクラブ数

11 長期休暇等の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	令和3年	令和2年	増減
17:00まで	344 (1.3%)	353 (1.3%)	▲9
17:01～18:00	5,218 (19.5%)	5,452 (20.6%)	▲234
18:01～18:30	5,679 (21.2%)	5,771 (21.8%)	▲92
18:31～19:00	13,538 (50.5%)	12,984 (49.1%)	554
19:01以降	2,018 (7.5%)	1,882 (7.1%)	136
計	26,797 (100.0%)	26,442 (100.0%)	355

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和3年:26,797]、[令和2年:26,442]は、長期休暇等に開所しているクラブ数

12 長期休暇等の開所状況

(か所)

開所状況	令和3年	令和2年	増減
土曜日	24,342 (90.4%)	24,384 (91.6%)	▲42
[上記のうち、毎週開所以外]	[6,579]	[6,440]	[139]
日曜日	1,107 (4.1%)	1,413 (5.3%)	▲306
夏休み等	26,110 (97.0%)	25,841 (97.1%)	269

注1:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

注2:[]内は毎週開所以外のクラブ数である。

13 障害児受入数別クラブ数の状況

(か所)

受入数	令和3年	令和2年	増減
1人	5,035 (32.4%)	5,169 (34.1%)	▲134
2人	3,436 (22.1%)	3,341 (22.0%)	95
3人	2,320 (14.9%)	2,314 (15.3%)	6
4人	1,522 (9.8%)	1,437 (9.5%)	85
5人以上	3,251 (20.9%)	2,894 (19.1%)	357
計	15,564 (100.0%)	15,155 (100.0%)	409

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:全クラブ数に対して、障害児を受け入れているクラブの割合は、令和3年:57.8%、令和2年:56.9%である。

14 障害児受入の定員設定別クラブ数の状況

(か所)

定員設定の有無	令和3年	令和2年	増減
障害児受入の 定員無し	11,530 (74.1%)	11,097 (73.2%)	433
障害児受入の 定員有り	4,034 (25.9%)	4,058 (26.8%)	▲24
計	15,564 (100.0%)	15,155 (100.0%)	409

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和3年:15,564]、[令和2年:15,155]は、障害児を受け入れているクラブ数。

15 障害児の学年別登録児童数の状況

(人)

学年	令和3年	令和2年	増減
小学1年生	12,235 (24.4%)	11,208 (24.4%)	1,027
小学2年生	12,517 (25.0%)	11,539 (25.1%)	978
小学3年生	11,050 (22.1%)	9,979 (21.7%)	1,071
小学4年生	7,187 (14.3%)	6,698 (14.6%)	489
小学5年生	4,457 (8.9%)	4,038 (8.8%)	419
小学6年生	2,647 (5.3%)	2,539 (5.5%)	108
計	50,093 (100.0%)	46,001 (100.0%)	4,092

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:全登録児童数に対する障害児の登録児童数の割合は、令和3年:3.7%、令和2年:3.5%である。

16 利用できなかった児童数(待機児童数)の状況

(人)

	令和3年	令和2年	増減
小学1年生	2,009 (15.0%) [33]	1,982 (12.4%) [39]	27 [▲6]
小学2年生	1,982 (14.8%) [11]	1,904 (11.9%) [15]	78 [▲4]
小学3年生	3,364 (25.1%) [16]	3,648 (22.8%) [31]	▲284 [▲15]
小学4年生	3,786 (28.2%) [33]	4,632 (29.0%) [51]	▲846 [▲18]
小学5年生	1,613 (12.0%) [26]	2,714 (17.0%) [51]	▲1,101 [▲25]
小学6年生	662 (4.9%) [14]	1,115 (7.0%) [17]	▲453 [▲3]
計	13,416 (100.0%) [133]	15,995 (100.0%) [204]	▲2,579 [▲71]

注:()内は各年の総数に対する割合である。[]内は障害児数であり、内数である。

17 新1年生の受入開始の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
4月1日より受入	26,569 (98.7%)	26,151 (98.2%)	418

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

18 専用区画の有無の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
専用区画有り	26,484 (98.4%)	26,170 (98.3%)	314

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

19 児童1人当たりの専用区画面積の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
1.65㎡以上	22,227 (82.6%)	21,397 (80.4%)	830

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

20 雇用形態別放課後児童クラブ職員数の状況

(人)

	令和3年	令和2年	増減
放課後児童支援員	99,162 (56.5%)	95,871 (57.8%)	3,291
常勤職員	50,504 (28.8%)	48,712 (29.4%)	1,792
常勤職員以外	48,658 (27.7%)	47,159 (28.5%)	1,499
補助員	74,113 (42.2%)	69,854 (42.2%)	4,259
常勤職員	11,350 (6.5%)	10,844 (6.5%)	506
常勤職員以外	62,763 (35.7%)	59,010 (35.6%)	3,753
育成支援の周辺業務を行う職員	2,308 (1.3%)	—	—
常勤職員	517 (0.3%)	—	—
常勤職員以外	1,791 (1.0%)	—	—
常勤職員 計	62,371 (35.5%)	59,556 (35.9%)	2,815
常勤職員以外 計	113,212 (64.5%)	106,169 (64.1%)	7,043
計	175,583 (100.0%)	165,725 (100.0%)	9,858

注1:「育成支援の周辺業務を行う職員」は、平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)の別添10「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」を活用して雇用している者をいう。以下、同じ。

注2:()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めない。

21 認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数の状況

(人)

	令和3年	令和2年	増減
認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数	90,790 (91.6%)	86,677 (90.4%)	4,113

注:()内は、市町村が条例によって定める基準における放課後児童支援員の人数(令和3年:99,162、令和2年:95,871)に対する割合である。

22 一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況

(支援の単位)

	令和3年	令和2年	増減
1人	23 (0.1%)	145 (0.4%)	▲ 122
2人	4,635 (13.1%)	5,008 (14.5%)	▲ 373
3人	7,055 (19.9%)	7,016 (20.3%)	39
4人	7,359 (20.8%)	7,053 (20.4%)	306
5人以上	16,326 (46.1%)	15,355 (44.4%)	971
計	35,398 (100.0%)	34,577 (100.0%)	821

注:()内は各年の総数に対する割合である。人数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

23 支援の単位ごとの実施規模別放課後児童支援員等の配置状況

(支援の単位)

実施規模	令和3年	令和2年	増減
登録児童数10人以下			
配置職員数1名	7 (0.9%)	56 (6.7%)	▲ 49
配置職員数2名	509 (67.9%)	554 (66.3%)	▲ 45
配置職員数3名	170 (22.7%)	138 (16.5%)	32
配置職員数4名	46 (6.1%)	49 (5.9%)	▲ 3
配置職員数5名以上	18 (2.4%)	38 (4.6%)	▲ 20
小計	750 (100.0%)	835 (100.0%)	▲ 85
登録児童数11人～20人			
配置職員数1名	8 (0.3%)	43 (1.6%)	▲ 35
配置職員数2名	1,535 (57.0%)	1,615 (58.3%)	▲ 80
配置職員数3名	775 (28.8%)	772 (27.8%)	3
配置職員数4名	256 (9.5%)	234 (8.4%)	22
配置職員数5名以上	118 (4.4%)	108 (3.9%)	10
小計	2,692 (100.0%)	2,772 (100.0%)	▲ 80
登録児童数21人～30人			
配置職員数1名	14 (0.2%)	37 (0.5%)	▲ 23
配置職員数2名	2,890 (39.2%)	2,938 (40.7%)	▲ 48
配置職員数3名	2,733 (37.1%)	2,619 (36.3%)	114
配置職員数4名	1,185 (16.1%)	1,140 (15.8%)	45
配置職員数5名以上	543 (7.4%)	486 (6.7%)	57
小計	7,365 (100.0%)	7,220 (100.0%)	145
登録児童数31人～40人			
配置職員数1名	2 (0.0%)	19 (0.2%)	▲ 17
配置職員数2名	3,199 (28.4%)	3,468 (31.4%)	▲ 269
配置職員数3名	4,204 (37.4%)	4,015 (36.3%)	189
配置職員数4名	2,513 (22.3%)	2,334 (21.1%)	179
配置職員数5名以上	1,337 (11.9%)	1,212 (11.0%)	125
小計	11,255 (100.0%)	11,048 (100.0%)	207
登録児童数41人～50人			
配置職員数1名	3 (0.0%)	11 (0.2%)	▲ 8
配置職員数2名	1,524 (20.0%)	1,467 (20.8%)	57
配置職員数3名	2,576 (33.8%)	2,354 (33.4%)	222
配置職員数4名	2,077 (27.3%)	1,889 (26.8%)	188
配置職員数5名以上	1,439 (18.9%)	1,330 (18.9%)	109
小計	7,619 (100.0%)	7,051 (100.0%)	568
登録児童数51人～60人			
配置職員数1名	0 (0.0%)	2 (0.1%)	▲ 2
配置職員数2名	409 (13.4%)	409 (14.0%)	0
配置職員数3名	849 (27.9%)	863 (29.5%)	▲ 14
配置職員数4名	858 (28.2%)	838 (28.6%)	20
配置職員数5名以上	927 (30.5%)	816 (27.9%)	111
小計	3,043 (100.0%)	2,928 (100.0%)	115
登録児童数61人～70人			
配置職員数1名	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
配置職員数2名	117 (8.9%)	129 (10.1%)	▲ 12
配置職員数3名	256 (19.5%)	273 (21.4%)	▲ 17
配置職員数4名	397 (30.2%)	377 (29.6%)	20
配置職員数5名以上	546 (41.5%)	496 (38.9%)	50
小計	1,316 (100.0%)	1,275 (100.0%)	41
登録児童数71人以上			
配置職員数1名	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
配置職員数2名	42 (3.8%)	84 (6.9%)	▲ 42
配置職員数3名	145 (13.0%)	195 (15.9%)	▲ 50
配置職員数4名	241 (21.6%)	296 (24.2%)	▲ 55
配置職員数5名以上	686 (61.6%)	650 (53.1%)	36
小計	1,114 (100.0%)	1,225 (100.0%)	▲ 111
合計	35,154	34,354	800

注1:()内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

注2:合計数(令和3年:35,154、令和2年:34,354)は特定の調査基準日(令和3年:5月14日(金)～16日(日)、令和2年:7月3日(金)～5日(日))の間に開所した全支援の単位数である。

【参考】 支援の単位ごとの実施規模別放課後児童支援員の配置状況

(1)放課後児童支援員

				(支援の単位)		
実施規模	令和 3 年		令和 2 年		増減	
登録児童数10人以下						
放課後児童支援員数0名	3	(0.4%)	23	(2.8%)	▲ 20	
放課後児童支援員数1名	298	(39.7%)	414	(49.6%)	▲ 116	
放課後児童支援員数2名	387	(51.6%)	330	(39.5%)	▲ 57	
放課後児童支援員数3名	51	(6.8%)	46	(5.5%)	▲ 5	
放課後児童支援員数4名	7	(0.9%)	13	(1.6%)	▲ 6	
放課後児童支援員数5名以上	4	(0.5%)	9	(1.1%)	▲ 5	
小計	750	(100.0%)	835	(100.0%)	▲ 85	
登録児童数11人～20人						
放課後児童支援員数0名	9	(0.3%)	88	(3.2%)	▲ 79	
放課後児童支援員数1名	999	(37.1%)	1,068	(38.5%)	▲ 69	
放課後児童支援員数2名	1,287	(47.8%)	1,233	(44.5%)	▲ 54	
放課後児童支援員数3名	303	(11.3%)	298	(10.8%)	▲ 5	
放課後児童支援員数4名	62	(2.3%)	62	(2.2%)	0	
放課後児童支援員数5名以上	32	(1.2%)	23	(0.8%)	▲ 9	
小計	2,692	(100.0%)	2,772	(100.0%)	▲ 80	
登録児童数21人～30人						
放課後児童支援員数0名	17	(0.2%)	178	(2.5%)	▲ 161	
放課後児童支援員数1名	2,184	(29.7%)	2,384	(33.0%)	▲ 200	
放課後児童支援員数2名	3,466	(47.1%)	3,088	(42.8%)	▲ 378	
放課後児童支援員数3名	1,262	(17.1%)	1,150	(15.9%)	▲ 112	
放課後児童支援員数4名	354	(4.8%)	305	(4.2%)	▲ 49	
放課後児童支援員数5名以上	82	(1.1%)	115	(1.6%)	▲ 33	
小計	7,365	(100.0%)	7,220	(100.0%)	▲ 145	
登録児童数31人～40人						
放課後児童支援員数0名	23	(0.2%)	231	(2.1%)	▲ 208	
放課後児童支援員数1名	2,905	(25.8%)	3,115	(28.2%)	▲ 210	
放課後児童支援員数2名	4,984	(44.3%)	4,720	(42.7%)	▲ 264	
放課後児童支援員数3名	2,304	(20.5%)	2,152	(19.5%)	▲ 152	
放課後児童支援員数4名	786	(7.0%)	623	(5.6%)	▲ 163	
放課後児童支援員数5名以上	253	(2.2%)	207	(1.9%)	▲ 46	
小計	11,255	(100.0%)	11,048	(100.0%)	▲ 207	
登録児童数41人～50人						
放課後児童支援員数0名	6	(0.1%)	115	(1.6%)	▲ 109	
放課後児童支援員数1名	1,487	(19.5%)	1,612	(22.9%)	▲ 125	
放課後児童支援員数2名	3,278	(43.0%)	2,852	(40.4%)	▲ 426	
放課後児童支援員数3名	1,809	(23.7%)	1,543	(21.9%)	▲ 266	
放課後児童支援員数4名	756	(9.9%)	663	(9.4%)	▲ 93	
放課後児童支援員数5名以上	283	(3.7%)	266	(3.8%)	▲ 17	
小計	7,619	(100.0%)	7,051	(100.0%)	▲ 568	
登録児童数51人～60人						
放課後児童支援員数0名	4	(0.1%)	27	(0.9%)	▲ 23	
放課後児童支援員数1名	501	(16.5%)	563	(19.2%)	▲ 62	
放課後児童支援員数2名	1,144	(37.6%)	1,115	(38.1%)	▲ 29	
放課後児童支援員数3名	792	(26.0%)	672	(23.0%)	▲ 120	
放課後児童支援員数4名	371	(12.2%)	347	(11.9%)	▲ 24	
放課後児童支援員数5名以上	231	(7.6%)	204	(7.0%)	▲ 27	
小計	3,043	(100.0%)	2,928	(100.0%)	▲ 115	
登録児童数61人～70人						
放課後児童支援員数0名	0	(0.0%)	16	(1.3%)	▲ 16	
放課後児童支援員数1名	171	(13.0%)	227	(17.8%)	▲ 56	
放課後児童支援員数2名	471	(35.8%)	417	(32.7%)	▲ 54	
放課後児童支援員数3名	318	(24.2%)	296	(23.2%)	▲ 22	
放課後児童支援員数4名	223	(16.9%)	198	(15.5%)	▲ 25	
放課後児童支援員数5名以上	133	(10.1%)	121	(9.5%)	▲ 12	
小計	1,316	(100.0%)	1,275	(100.0%)	▲ 41	
登録児童数71人以上						
放課後児童支援員数0名	0	(0.0%)	33	(2.7%)	▲ 33	
放課後児童支援員数1名	101	(9.1%)	129	(10.5%)	▲ 28	
放課後児童支援員数2名	297	(26.7%)	353	(28.8%)	▲ 56	
放課後児童支援員数3名	263	(23.6%)	284	(23.2%)	▲ 21	
放課後児童支援員数4名	171	(15.4%)	187	(15.3%)	▲ 16	
放課後児童支援員数5名以上	282	(25.3%)	239	(19.5%)	▲ 43	
小計	1,114	(100.0%)	1,225	(100.0%)	▲ 111	
合計	35,154		34,354		▲ 800	

注1:()内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。
 注2:合計数(令和3年:35,154、令和2年:34,354)は特定の調査基準日(令和3年:5月14日(金)～16日(日)、令和2年:7月3(金)～5日(日))の間に開所した全支援の単位数である。

(2)設備運営基準を満たす放課後児童支援員

(支援の単位)

実施規模	令和3年		令和2年		増減
登録児童数10人以下					
放課後児童支援員数0名	46	(6.1%)	78	(9.3%)	▲ 32
放課後児童支援員数1名	333	(44.4%)	439	(52.6%)	▲ 106
放課後児童支援員数2名	324	(43.2%)	265	(31.7%)	▲ 59
放課後児童支援員数3名	40	(5.3%)	34	(4.1%)	▲ 6
放課後児童支援員数4名	5	(0.7%)	12	(1.4%)	▲ 7
放課後児童支援員数5名以上	2	(0.3%)	7	(0.8%)	▲ 5
小計	750	(100.0%)	835	(100.0%)	▲ 85
登録児童数11人～20人					
放課後児童支援員数0名	89	(3.3%)	161	(5.8%)	▲ 72
放課後児童支援員数1名	1,151	(42.8%)	1,217	(43.9%)	▲ 66
放課後児童支援員数2名	1,148	(42.6%)	1,109	(40.0%)	▲ 39
放課後児童支援員数3名	239	(8.9%)	227	(8.2%)	▲ 12
放課後児童支援員数4名	45	(1.7%)	48	(1.7%)	▲ 3
放課後児童支援員数5名以上	20	(0.7%)	10	(0.4%)	▲ 10
小計	2,692	(100.0%)	2,772	(100.0%)	▲ 80
登録児童数21人～30人					
放課後児童支援員数0名	204	(2.8%)	321	(4.4%)	▲ 117
放課後児童支援員数1名	2,590	(35.2%)	2,757	(38.2%)	▲ 167
放課後児童支援員数2名	3,244	(44.0%)	2,935	(40.7%)	▲ 309
放課後児童支援員数3名	1,024	(13.9%)	926	(12.8%)	▲ 98
放課後児童支援員数4名	249	(3.4%)	211	(2.9%)	▲ 38
放課後児童支援員数5名以上	54	(0.7%)	70	(1.0%)	▲ 16
小計	7,365	(100.0%)	7,220	(100.0%)	▲ 145
登録児童数31人～40人					
放課後児童支援員数0名	215	(1.9%)	384	(3.5%)	▲ 169
放課後児童支援員数1名	3,388	(30.1%)	3,688	(33.4%)	▲ 300
放課後児童支援員数2名	4,954	(44.0%)	4,677	(42.3%)	▲ 277
放課後児童支援員数3名	1,976	(17.6%)	1,742	(15.8%)	▲ 234
放課後児童支援員数4名	561	(5.0%)	424	(3.8%)	▲ 137
放課後児童支援員数5名以上	161	(1.4%)	133	(1.2%)	▲ 28
小計	11,255	(100.0%)	11,048	(100.0%)	▲ 207
登録児童数41人～50人					
放課後児童支援員数0名	99	(1.3%)	212	(3.0%)	▲ 113
放課後児童支援員数1名	1,847	(24.2%)	1,953	(27.7%)	▲ 106
放課後児童支援員数2名	3,252	(42.7%)	2,905	(41.2%)	▲ 347
放課後児童支援員数3名	1,643	(21.6%)	1,364	(19.3%)	▲ 279
放課後児童支援員数4名	588	(7.7%)	449	(6.4%)	▲ 139
放課後児童支援員数5名以上	190	(2.5%)	168	(2.4%)	▲ 22
小計	7,619	(100.0%)	7,051	(100.0%)	▲ 568
登録児童数51人～60人					
放課後児童支援員数0名	33	(1.1%)	85	(2.9%)	▲ 52
放課後児童支援員数1名	591	(19.4%)	678	(23.2%)	▲ 87
放課後児童支援員数2名	1,201	(39.5%)	1,160	(39.6%)	▲ 41
放課後児童支援員数3名	744	(24.4%)	610	(20.8%)	▲ 134
放課後児童支援員数4名	305	(10.0%)	274	(9.4%)	▲ 31
放課後児童支援員数5名以上	169	(5.6%)	121	(4.1%)	▲ 48
小計	3,043	(100.0%)	2,928	(100.0%)	▲ 115
登録児童数61人～70人					
放課後児童支援員数0名	7	(0.5%)	38	(3.0%)	▲ 31
放課後児童支援員数1名	224	(17.0%)	294	(23.1%)	▲ 70
放課後児童支援員数2名	485	(36.9%)	432	(33.9%)	▲ 53
放課後児童支援員数3名	300	(22.8%)	283	(22.2%)	▲ 17
放課後児童支援員数4名	204	(15.5%)	151	(11.8%)	▲ 53
放課後児童支援員数5名以上	96	(7.3%)	77	(6.0%)	▲ 19
小計	1,316	(100.0%)	1,275	(100.0%)	▲ 41
登録児童数71人以上					
放課後児童支援員数0名	7	(0.6%)	20	(1.6%)	▲ 13
放課後児童支援員数1名	134	(12.0%)	217	(17.7%)	▲ 83
放課後児童支援員数2名	344	(30.9%)	402	(32.8%)	▲ 58
放課後児童支援員数3名	260	(23.3%)	278	(22.7%)	▲ 18
放課後児童支援員数4名	162	(14.5%)	143	(11.7%)	▲ 19
放課後児童支援員数5名以上	207	(18.6%)	165	(13.5%)	▲ 42
小計	1,114	(100.0%)	1,225	(100.0%)	▲ 111
合計	35,154		34,354		▲ 800

注1:本項目における「放課後児童支援員」は、厚生労働省令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。

注2:()内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注3:合計数(令和3年:35,154、令和2年:34,354)は特定の調査基準日(令和3年:5月14日(金)～16日(日)、令和2年:7月3日(金)～5日(日))の間に開所した全支援の単位数である。

24 支援の単位ごとの時間別放課後児童支援員等の配置状況

(1)平日

(支援の単位)

	令和3年		令和2年		増減
13:59以前					
配置職員数0名 (開所時間外)	12,820	(36.2%)	10,152	(29.4%)	2,668
配置職員数1名	436	(1.2%)	2,994	(8.7%)	▲ 2,558
配置職員数2名	12,281	(34.7%)	11,843	(34.3%)	438
配置職員数3名	5,823	(16.5%)	5,636	(16.3%)	187
配置職員数4名	2,414	(6.8%)	2,326	(6.7%)	88
配置職員数5名以上	1,624	(4.6%)	1,626	(4.7%)	▲ 2
14:00～18:30					
配置職員数0名 (開所時間外)	289	(0.8%)	262	(0.8%)	27
配置職員数1名	41	(0.1%)	256	(0.7%)	▲ 215
配置職員数2名	11,075	(31.3%)	11,347	(32.8%)	▲ 272
配置職員数3名	12,155	(34.3%)	11,636	(33.7%)	519
配置職員数4名	6,870	(19.4%)	6,452	(18.7%)	418
配置職員数5名以上	4,968	(14.0%)	4,624	(13.4%)	344
18:31以降					
配置職員数0名 (開所時間外)	17,752	(50.1%)	16,515	(47.8%)	1,237
配置職員数1名	661	(1.9%)	2,266	(6.6%)	▲ 1,605
配置職員数2名	12,561	(35.5%)	11,818	(34.2%)	743
配置職員数3名	2,947	(8.3%)	2,601	(7.5%)	346
配置職員数4名	936	(2.6%)	830	(2.4%)	106
配置職員数5名以上	541	(1.5%)	547	(1.6%)	▲ 6

注1:()内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和3年:5月14日(金)、令和2年:7月3日(金))の状況を示すものである。

(2)土曜日

(支援の単位)

	令和3年		令和2年		増減
7:59以前					
配置職員数0名 (開所時間外)	29,587	(83.6%)	27,706	(80.1%)	1,881
配置職員数1名	344	(1.0%)	1,208	(3.5%)	▲ 864
配置職員数2名	4,579	(12.9%)	4,615	(13.3%)	▲ 36
配置職員数3名	637	(1.8%)	733	(2.1%)	▲ 96
配置職員数4名	182	(0.5%)	227	(0.7%)	▲ 45
配置職員数5名以上	69	(0.2%)	88	(0.3%)	▲ 19
8:00～18:30					
配置職員数0名 (開所時間外)	13,596	(38.4%)	12,228	(35.4%)	1,368
配置職員数1名	572	(1.6%)	1,615	(4.7%)	▲ 1,043
配置職員数2名	12,788	(36.1%)	12,813	(37.1%)	▲ 25
配置職員数3名	4,452	(12.6%)	4,280	(12.4%)	172
配置職員数4名	2,647	(7.5%)	2,425	(7.0%)	222
配置職員数5名以上	1,343	(3.8%)	1,216	(3.5%)	127
18:31以降					
配置職員数0名 (開所時間外)	28,158	(79.5%)	26,920	(77.9%)	1,238
配置職員数1名	344	(1.0%)	1,149	(3.3%)	▲ 805
配置職員数2名	6,202	(17.5%)	5,650	(16.3%)	552
配置職員数3名	480	(1.4%)	523	(1.5%)	▲ 43
配置職員数4名	116	(0.3%)	153	(0.4%)	▲ 37
配置職員数5名以上	98	(0.3%)	182	(0.5%)	▲ 84

注1:()内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和3年:5月15日(土)、令和2年:7月4日(土))の状況を示すものである。

(3)日曜日

(支援の単位)

	令和3年		令和2年		増減
7:59以前					
配置職員数0名 (開所時間外)	35,357	(99.9%)	34,498	(99.8%)	859
配置職員数1名	2	(0.0%)	11	(0.0%)	▲9
配置職員数2名	30	(0.1%)	53	(0.2%)	▲23
配置職員数3名	3	(0.0%)	7	(0.0%)	▲4
配置職員数4名	5	(0.0%)	6	(0.0%)	▲1
配置職員数5名以上	1	(0.0%)	2	(0.0%)	▲1
8:00～18:30					
配置職員数0名 (開所時間外)	35,299	(99.7%)	34,441	(99.6%)	858
配置職員数1名	2	(0.0%)	11	(0.0%)	▲9
配置職員数2名	70	(0.2%)	68	(0.2%)	2
配置職員数3名	12	(0.0%)	31	(0.1%)	▲19
配置職員数4名	11	(0.0%)	12	(0.0%)	▲1
配置職員数5名以上	4	(0.0%)	14	(0.0%)	▲10
18:31以降					
配置職員数0名 (開所時間外)	35,365	(99.9%)	34,513	(99.8%)	852
配置職員数1名	1	(0.0%)	6	(0.0%)	▲5
配置職員数2名	27	(0.1%)	49	(0.1%)	▲22
配置職員数3名	3	(0.0%)	4	(0.0%)	▲1
配置職員数4名	2	(0.0%)	3	(0.0%)	▲1
配置職員数5名以上	0	(0.0%)	2	(0.0%)	▲2

注1:()内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和3年:5月16日(日)、令和2年:7月5日(日))の状況を示すものである。

【参考】支援の単位ごとの時間別放課後児童支援員の配置状況

(1)放課後児童支援員

①平日

(支援の単位)

	令和3年		令和2年		増減
13:59以前					
開所時間外	12,820	(36.2%)	10,152	(29.4%)	2,668
放課後児童支援員数0名	57	(0.2%)	756	(2.2%)	▲699
放課後児童支援員数1名	7,758	(21.9%)	9,836	(28.4%)	▲2,078
放課後児童支援員数2名	10,289	(29.1%)	9,811	(28.4%)	478
放課後児童支援員数3名	3,122	(8.8%)	2,803	(8.1%)	319
放課後児童支援員数4名	865	(2.4%)	819	(2.4%)	46
放課後児童支援員数5名以上	487	(1.4%)	400	(1.2%)	87
14:00～18:30					
開所時間外	289	(0.8%)	262	(0.8%)	27
放課後児童支援員数0名	72	(0.2%)	817	(2.4%)	▲745
放課後児童支援員数1名	9,983	(28.2%)	10,659	(30.8%)	▲676
放課後児童支援員数2名	15,085	(42.6%)	13,797	(39.9%)	1,288
放課後児童支援員数3名	6,530	(18.4%)	5,911	(17.1%)	619
放課後児童支援員数4名	2,311	(6.5%)	2,074	(6.0%)	237
放課後児童支援員数5名以上	1,128	(3.2%)	1,057	(3.1%)	71
18:31以降					
開所時間外	17,752	(50.1%)	16,515	(47.8%)	1,237
放課後児童支援員数0名	84	(0.2%)	670	(1.9%)	▲586
放課後児童支援員数1名	7,800	(22.0%)	8,782	(25.4%)	▲982
放課後児童支援員数2名	7,930	(22.4%)	7,110	(20.6%)	820
放課後児童支援員数3名	1,352	(3.8%)	1,071	(3.1%)	281
放課後児童支援員数4名	302	(0.9%)	286	(0.8%)	16
放課後児童支援員数5名以上	178	(0.5%)	143	(0.4%)	35

注1:()内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和3年:5月14日(金)、令和2年:7月3日(金))の状況を示すものである。

②土曜日

(支援の単位)

	令和3年		令和2年		増減
7:59以前					
開所時間外	29,587	(83.6%)	27,706	(80.1%)	1,881
放課後児童支援員数0名	75	(0.2%)	385	(1.1%)	▲310
放課後児童支援員数1名	2,910	(8.2%)	3,866	(11.2%)	▲956
放課後児童支援員数2名	2,481	(7.0%)	2,268	(6.6%)	213
放課後児童支援員数3名	270	(0.8%)	270	(0.8%)	0
放課後児童支援員数4名	58	(0.2%)	64	(0.2%)	▲6
放課後児童支援員数5名以上	17	(0.0%)	18	(0.1%)	▲1
8:00～18:30					
開所時間外	13,596	(38.4%)	12,228	(35.4%)	1,368
放課後児童支援員数0名	229	(0.6%)	785	(2.3%)	▲556
放課後児童支援員数1名	8,527	(24.1%)	9,549	(27.6%)	▲1,022
放課後児童支援員数2名	9,688	(27.4%)	8,939	(25.9%)	749
放課後児童支援員数3名	2,189	(6.2%)	2,057	(5.9%)	132
放課後児童支援員数4名	795	(2.2%)	691	(2.0%)	104
放課後児童支援員数5名以上	374	(1.1%)	328	(0.9%)	46
18:31以降					
開所時間外	28,158	(79.5%)	26,920	(77.9%)	1,238
放課後児童支援員数0名	72	(0.2%)	325	(0.9%)	▲253
放課後児童支援員数1名	4,306	(12.2%)	5,021	(14.5%)	▲715
放課後児童支援員数2名	2,596	(7.3%)	2,044	(5.9%)	552
放課後児童支援員数3名	177	(0.5%)	175	(0.5%)	2
放課後児童支援員数4名	36	(0.1%)	41	(0.1%)	▲5
放課後児童支援員数5名以上	53	(0.1%)	51	(0.1%)	2

注1:()内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。
 注2:特定の調査基準日(令和3年:5月15日(土)、令和2年:7月4日(土))の状況を示すものである。

③日曜日

(支援の単位)

	令和3年		令和2年		増減
7:59以前					
開所時間外	35,357	(99.9%)	34,498	(99.8%)	859
放課後児童支援員数0名	0	(0.0%)	4	(0.0%)	▲4
放課後児童支援員数1名	17	(0.0%)	51	(0.1%)	▲34
放課後児童支援員数2名	19	(0.1%)	17	(0.0%)	2
放課後児童支援員数3名	3	(0.0%)	5	(0.0%)	▲2
放課後児童支援員数4名	2	(0.0%)	2	(0.0%)	0
放課後児童支援員数5名以上	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0
8:00～18:30					
開所時間外	35,299	(99.7%)	34,441	(99.6%)	858
放課後児童支援員数0名	0	(0.0%)	4	(0.0%)	▲4
放課後児童支援員数1名	45	(0.1%)	74	(0.2%)	▲29
放課後児童支援員数2名	42	(0.1%)	37	(0.1%)	5
放課後児童支援員数3名	7	(0.0%)	10	(0.0%)	▲3
放課後児童支援員数4名	5	(0.0%)	8	(0.0%)	▲3
放課後児童支援員数5名以上	0	(0.0%)	3	(0.0%)	▲3
18:31以降					
開所時間外	35,365	(99.9%)	34,513	(99.8%)	852
放課後児童支援員数0名	0	(0.0%)	7	(0.0%)	▲7
放課後児童支援員数1名	18	(0.1%)	37	(0.1%)	▲19
放課後児童支援員数2名	12	(0.0%)	18	(0.1%)	▲6
放課後児童支援員数3名	1	(0.0%)	2	(0.0%)	▲1
放課後児童支援員数4名	2	(0.0%)	0	(0.0%)	2
放課後児童支援員数5名以上	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0

注1:()内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。
 注2:特定の調査基準日(令和3年:5月16日(日)、令和2年:7月5日(日))の状況を示すものである。

(2)設備運営基準を満たす放課後児童支援員

①平日

(支援の単位)

	令和3年		令和2年		増減
13:59以前					
開所時間外	12,820	(36.2%)	10,152	(29.4%)	2,668
放課後児童支援員数0名	587	(1.7%)	1,481	(4.3%)	▲ 894
放課後児童支援員数1名	8,629	(24.4%)	10,713	(31.0%)	▲ 2,084
放課後児童支援員数2名	9,634	(27.2%)	9,012	(26.1%)	622
放課後児童支援員数3名	2,646	(7.5%)	2,330	(6.7%)	316
放課後児童支援員数4名	701	(2.0%)	605	(1.7%)	96
放課後児童支援員数5名以上	381	(1.1%)	284	(0.8%)	97
14:00～18:30					
開所時間外	289	(0.8%)	262	(0.8%)	27
放課後児童支援員数0名	821	(2.3%)	1,571	(4.5%)	▲ 750
放課後児童支援員数1名	11,664	(33.0%)	12,434	(36.0%)	▲ 770
放課後児童支援員数2名	14,508	(41.0%)	13,269	(38.4%)	1,239
放課後児童支援員数3名	5,590	(15.8%)	4,940	(14.3%)	650
放課後児童支援員数4名	1,753	(5.0%)	1,455	(4.2%)	298
放課後児童支援員数5名以上	773	(2.2%)	646	(1.9%)	127
18:31以降					
開所時間外	17,752	(50.1%)	16,515	(47.8%)	1,237
放課後児童支援員数0名	646	(1.8%)	1,355	(3.9%)	▲ 709
放課後児童支援員数1名	8,464	(23.9%)	9,438	(27.3%)	▲ 974
放課後児童支援員数2名	7,123	(20.1%)	6,147	(17.8%)	976
放課後児童支援員数3名	1,121	(3.2%)	874	(2.5%)	247
放課後児童支援員数4名	215	(0.6%)	193	(0.6%)	22
放課後児童支援員数5名以上	77	(0.2%)	55	(0.2%)	22

注1:本項目における「放課後児童支援員」は、厚生労働省令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。

注2:()内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注3:特定の調査基準日(令和3年:5月14日(金)、令和2年:7月3日(金))の状況を示すものである。

②土曜日

(支援の単位)

	令和3年		令和2年		増減
7:59以前					
開所時間外	29,587	(83.6%)	27,706	(80.1%)	1,881
放課後児童支援員数0名	293	(0.8%)	705	(2.0%)	▲ 412
放課後児童支援員数1名	3,081	(8.7%)	4,065	(11.8%)	▲ 984
放課後児童支援員数2名	2,163	(6.1%)	1,836	(5.3%)	327
放課後児童支援員数3名	223	(0.6%)	206	(0.6%)	17
放課後児童支援員数4名	42	(0.1%)	49	(0.1%)	▲ 7
放課後児童支援員数5名以上	9	(0.0%)	10	(0.0%)	▲ 1
8:00～18:30					
開所時間外	13,596	(38.4%)	12,228	(35.4%)	1,368
放課後児童支援員数0名	825	(2.3%)	1,569	(4.5%)	▲ 744
放課後児童支援員数1名	9,808	(27.7%)	10,488	(30.3%)	▲ 680
放課後児童支援員数2名	8,434	(23.8%)	7,941	(23.0%)	493
放課後児童支援員数3名	1,880	(5.3%)	1,667	(4.8%)	213
放課後児童支援員数4名	628	(1.8%)	486	(1.4%)	142
放課後児童支援員数5名以上	227	(0.6%)	198	(0.6%)	29
18:31以降					
開所時間外	28,158	(79.5%)	26,920	(77.9%)	1,238
放課後児童支援員数0名	200	(0.6%)	572	(1.7%)	▲ 372
放課後児童支援員数1名	4,918	(13.9%)	5,149	(14.9%)	▲ 231
放課後児童支援員数2名	1,926	(5.4%)	1,730	(5.0%)	196
放課後児童支援員数3名	161	(0.5%)	165	(0.5%)	▲ 4
放課後児童支援員数4名	22	(0.1%)	32	(0.1%)	▲ 10
放課後児童支援員数5名以上	13	(0.0%)	9	(0.0%)	4

注1:本項目における「放課後児童支援員」は、厚生労働省令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。

注2:()内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注3:特定の調査基準日(令和3年:5月15日(土)、令和2年:7月4日(土))の状況を示すものである。

③日曜日

(支援の単位)

	令和3年	令和2年	増減
7:59以前			
開所時間外	35,357 (99.9%)	34,498 (99.8%)	859
放課後児童支援員数0名	3 (0.0%)	22 (0.1%)	▲19
放課後児童支援員数1名	21 (0.1%)	39 (0.1%)	▲18
放課後児童支援員数2名	12 (0.0%)	16 (0.0%)	▲4
放課後児童支援員数3名	3 (0.0%)	2 (0.0%)	1
放課後児童支援員数4名	2 (0.0%)	0 (0.0%)	2
放課後児童支援員数5名以上	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
8:00～18:30			
開所時間外	35,299 (99.7%)	34,441 (99.6%)	858
放課後児童支援員数0名	9 (0.0%)	29 (0.1%)	▲20
放課後児童支援員数1名	53 (0.1%)	68 (0.2%)	▲15
放課後児童支援員数2名	29 (0.1%)	28 (0.1%)	1
放課後児童支援員数3名	5 (0.0%)	4 (0.0%)	1
放課後児童支援員数4名	3 (0.0%)	4 (0.0%)	▲1
放課後児童支援員数5名以上	0 (0.0%)	3 (0.0%)	▲3
18:31以降			
開所時間外	35,365 (99.9%)	34,513 (99.8%)	852
放課後児童支援員数0名	3 (0.0%)	20 (0.1%)	▲17
放課後児童支援員数1名	17 (0.0%)	30 (0.1%)	▲13
放課後児童支援員数2名	10 (0.0%)	13 (0.0%)	▲3
放課後児童支援員数3名	1 (0.0%)	1 (0.0%)	0
放課後児童支援員数4名	2 (0.0%)	0 (0.0%)	2
放課後児童支援員数5名以上	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0

注1:本項目における「放課後児童支援員」は、厚生労働省令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。
 注2:()内は全支援の単位数(令和3年:35,398、令和2年:34,577)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。
 注3:特定の調査基準日(令和3年:5月16日(日)、令和2年:7月5日(日))の状況を示すものである。

25 登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
放課後児童支援員等が兼務しているクラブ	272 (11.4%)	242 (10.4%)	30

注:()内は登録児童数が20人未満の放課後児童クラブ数(令和3年:2,377、令和2年:2,324)に対する割合である。放課後児童支援員等は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

26 放課後児童支援員の資格の状況

(人)

	令和3年	令和2年	増減
設備運営基準第10条第3項一号	24,304 (24.5%)	23,917 (24.9%)	387
設備運営基準第10条第3項二号	742 (0.7%)	684 (0.7%)	58
設備運営基準第10条第3項三号	32,979 (33.3%)	31,727 (33.1%)	1,252
設備運営基準第10条第3項四号	24,455 (24.7%)	24,461 (25.5%)	▲6
設備運営基準第10条第3項五号	1,817 (1.8%)	1,794 (1.9%)	23
設備運営基準第10条第3項六号	204 (0.2%)	130 (0.1%)	74
設備運営基準第10条第3項七号	82 (0.1%)	93 (0.1%)	▲11
設備運営基準第10条第3項八号	60 (0.1%)	59 (0.1%)	1
設備運営基準第10条第3項九号	11,509 (11.6%)	10,158 (10.6%)	1,351
設備運営基準第10条第3項十号	2,961 (3.0%)	2,774 (2.9%)	187
その他	49 (0.0%)	74 (0.1%)	▲25
計	99,162 (100.0%)	95,871 (100.0%)	3,291

注1:()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤以外を区別しない。
 注2:設備運営基準第10条第3項
 一 保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所において、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者
 二 社会福祉士の資格を有する者
 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)(又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業等」という。))であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
 四 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第四条に規定する免許状を有する者
 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)(において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。))
 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 九 高等学校卒業等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市区町村長が適当と認めたもの
 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
 注3:「その他」は、市町村が条例により、放課後児童支援員の資格要件として独自に定めるものを指す。

27 放課後児童支援員の配置状況

(支援の単位)

	令和3年	令和2年	増減
市町村が定める条例基準における放課後児童支援員を配置している	35,092 (99.8%)	33,643 (97.9%)	1,449
設備運営基準における放課後児童支援員を配置している	34,454 (98.0%)	33,055 (96.2%)	1,399

注:()内は特定の調査基準日(令和3年:5月14日(金)~16日(日)、令和2年:7月3日(金)~5日(日))の間に開所した全支援の単位数(令和3年:35,154、令和2年:34,354)に対する割合である。放課後児童支援員はボランティアを含めない。

28 放課後子供教室との連携の状況

(か所)

実施状況	令和3年	令和2年	増減
同一小学校区内で放課後子供教室を実施	13,994 (52.0%)	13,578 (51.0%)	416
うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している	9,491 (35.2%)	8,991 (33.8%)	500
うち同一小学校内で実施	5,885 (40.9%)	5,557 (38.9%)	328
学校の余裕教室	3,255 (22.6%)	2,984 (20.9%)	271
学校敷地内専用施設	2,630 (18.3%)	2,573 (18.0%)	57

注1:「放課後子供教室」とは、文部科学省が実施する、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。
 注2:「同一小学校区内で放課後子供教室を実施」、「うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している」における、()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。
 注3:「うち同一小学校内で実施」における()内は、学校内で実施するクラブ数(令和3年:14,391、令和2年:14,275)に対する割合である。

29 基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況

(市町村)

	令和3年	令和2年	増減
点検・確認有り	1,533 (94.4%)	1,530 (94.3%)	3

注:()内はクラブ実施市町村数(令和3年:1,624、令和2年:1,623)に対する割合である。

30 市町村における対象児童の範囲

(市町村)

	令和3年	令和2年	増減
小学校1年生まで	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
小学校2年生まで	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
小学校3年生まで	48 (3.0%)	52 (3.2%)	▲4
小学校4年生まで	39 (2.4%)	40 (2.5%)	▲1
小学校5年生まで	1 (0.1%)	1 (0.1%)	0
小学校6年生まで	1,536 (94.6%)	1,530 (94.3%)	6
計	1,624 (100.0%)	1,623 (100.0%)	1

注1:()内はクラブ実施市町村数(令和3年:1,624、令和2年:1,623)に対する割合である。
 注2:「対象児童の範囲」は、条例や要綱等において市町村が定めているものである。

31 対象としていない児童への対応

(市町村)

	令和3年	令和2年	増減
放課後子供教室により対応している	26 (29.5%)	29 (31.2%)	▲3
自治体独自の放課後児童対策により対応している	2 (2.3%)	3 (3.2%)	▲1
児童館により対応している	15 (17.0%)	15 (16.1%)	0
その他	18 (20.5%)	18 (19.4%)	0
特に対応していない	27 (30.7%)	28 (30.1%)	▲1
計	88 (100.0%)	93 (100.0%)	▲5

注:()内は対象児童の範囲が「小学校6年生まで」以外と回答した市町村数(令和3年:88、令和2年:93)に対する割合である。

32 放課後児童クラブの情報提供の状況

(市町村)

	令和3年	令和2年	増減
放課後児童クラブの情報提供あり	1,521 (93.7%)	1,518 (93.5%)	3

注1:()内はクラブ実施市町村数(令和3年:1,624、令和2年:1,623)に対する割合である。
 注2:「情報提供」とは、市町村がホームページ等において、放課後児童クラブの基礎情報(施設名や所在地)を公開することを指す。

33 児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の状況

(市町村)

	令和3年	令和2年	増減
児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の実施あり	891 (54.9%)	905 (55.8%)	▲ 14

注:()内はクラブ実施市町村数(令和3年:1,624、令和2年:1,623)に対する割合である。

34 利用手続き(利用申込み・利用決定)の状況

(市町村)

利用申込み	令和3年	令和2年	増減
市町村のみで利用申込みの受付を行っている	16 (1.0%)	16 (1.0%)	0
クラブのみで利用申込みの受付を行っている	289 (17.8%)	292 (18.0%)	▲ 3
市町村もクラブも利用申込みの受付を行っている	1,319 (81.2%)	1,315 (81.0%)	4
計	1,624 (100.0%)	1,623 (100.0%)	1

注:()内はクラブ実施市町村数(令和3年:1,624、令和2年:1,623)に対する割合である。

利用決定	令和3年	令和2年	増減
市町村のみで利用決定を行っている	18 (1.1%)	18 (1.1%)	0
クラブのみで利用決定を行っている	286 (17.6%)	279 (17.2%)	7
市町村もクラブも利用決定を行っている	1,320 (81.3%)	1,326 (81.7%)	▲ 6
計	1,624 (100.0%)	1,623 (100.0%)	1

注:()内はクラブ実施市町村数(令和3年:1,624、令和2年:1,623)に対する割合である。

35 利用に係る優先的な取扱いの状況

(市町村)

	令和3年	令和2年	増減
利用に係る優先的な取扱いを行っている	816 (50.2%)	805 (49.6%)	11

注:()内はクラブ実施市町村数(令和3年:1,624、令和2年:1,623)に対する割合である。

(市町村)

利用に係る優先的な取扱いの対象(複数回答)	令和3年		令和2年		増減
ひとり親家庭	650 (40.0%)	[79.7%]	628 (38.7%)	[78.0%]	22
生活保護世帯	350 (21.6%)	[42.9%]	329 (20.3%)	[40.9%]	21
主として生計を維持する者の失業により就労の必要性が高い場合	161 (9.9%)	[19.7%]	155 (9.6%)	[19.3%]	6
虐待又はDVの恐れがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	435 (26.8%)	[53.3%]	430 (26.5%)	[53.4%]	5
児童が障害を有する場合	378 (23.3%)	[46.3%]	370 (22.8%)	[46.0%]	8
低学年の児童など、発達の程度観点から配慮が必要と考えられる児童	653 (40.2%)	[80.0%]	658 (40.5%)	[81.7%]	▲ 5
保護者が育児休業を終了した場合	129 (7.9%)	[15.8%]	128 (7.9%)	[15.9%]	1
兄弟姉妹について同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合	253 (15.6%)	[31.0%]	237 (14.6%)	[29.4%]	16
その他市町村が定める事由	223 (13.7%)	[27.3%]	230 (14.2%)	[28.6%]	▲ 7

注:()内はクラブ実施市町村数(令和3年:1,624、令和2年:1,623)に対する割合、[]内は利用に係る優先的な取扱いを行っている市町村数(令和3年:816、令和2年:805)に対する割合である。

36 放課後児童クラブにおける利用料の徴収等の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
利用料の徴収を行っている	25,985 (96.5%)	25,610 (96.2%)	375
利用料の減免を行っている	22,426 [86.3%]	21,752 [84.9%]	674

注1:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

注2:[]内は利用料の徴収を行っているクラブ数(令和3年:25,985、令和2年:25,610)に対する割合である。

注3:おやつ代等の実費徴収のみ行うクラブを含む。

37 放課後児童クラブにおける月額利用料

(か所)

利用料の月額	令和3年		令和2年		増減
2,000円未満	387	(1.5%)	419	(1.6%)	▲32
2,000～4,000円未満	4,447	(17.1%)	4,410	(17.2%)	▲37
4,000～6,000円未満	7,129	(27.4%)	7,176	(28.0%)	▲47
6,000～8,000円未満	5,504	(21.2%)	5,059	(19.8%)	▲445
8,000～10,000円未満	3,978	(15.3%)	3,620	(14.1%)	▲358
10,000～12,000円未満	1,970	(7.6%)	2,014	(7.9%)	▲44
12,000～14,000円未満	773	(3.0%)	827	(3.2%)	▲54
14,000～16,000円未満	440	(1.7%)	452	(1.8%)	▲12
16,000～18,000円未満	315	(1.2%)	312	(1.2%)	▲3
18,000～20,000円未満	91	(0.4%)	98	(0.4%)	▲7
20,000円以上	270	(1.0%)	251	(1.0%)	▲19
おやつ代等のみ徴収	681	(2.6%)	972	(3.8%)	▲291
計	25,985	(100.0%)	25,610	(100.0%)	375

注:()内は利用料の徴収を行っているクラブ数(令和3年:25,985、令和2年:25,610)に対する割合である。

(か所)

平均月額実費徴収金	令和3年		令和2年		増減
実費徴収なし	9,792	(36.4%)	9,550	(35.9%)	242
500円未満	478	(1.8%)	511	(1.9%)	▲33
500～1,000円未満	1,434	(5.3%)	1,453	(5.5%)	▲19
1,000～1,500円未満	3,175	(11.8%)	3,311	(12.4%)	▲136
1,500～2,000円未満	4,496	(16.7%)	4,241	(15.9%)	▲255
2,000～2,500円未満	5,399	(20.1%)	5,695	(21.4%)	▲296
2,500～3,000円未満	1,105	(4.1%)	1,031	(3.9%)	▲74
3,000～3,500円未満	538	(2.0%)	489	(1.8%)	▲49
3,500円以上	508	(1.9%)	344	(1.3%)	▲164
計	26,925	(100.0%)	26,625	(100.0%)	300

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

38 放課後児童クラブにおける利用料の減免等の状況

(1)利用料減免の対象

(か所)

利用料減免の対象 (複数回答)	令和3年		令和2年		増減		
生活保護受給世帯	16,973	(63.0%)	[75.7%]	16,696	(62.7%)	[76.8%]	277
市町村民税非課税世帯	10,369	(38.5%)	[46.2%]	10,055	(37.8%)	[46.2%]	314
所得税非課税・市町村民税非課税世帯	2,920	(10.8%)	[13.0%]	2,877	(10.8%)	[13.2%]	43
就学援助受給世帯	6,511	(24.2%)	[29.0%]	6,024	(22.6%)	[27.7%]	487
ひとり親世帯	7,141	(26.5%)	[31.8%]	6,617	(24.9%)	[30.4%]	524
兄弟姉妹利用世帯	14,281	(53.0%)	[63.7%]	13,747	(51.6%)	[63.2%]	534
その他市町村が定める場合	9,726	(36.1%)	[43.4%]	9,674	(36.3%)	[44.5%]	52
その他クラブが定める場合	1,207	(4.5%)	[5.4%]	1,101	(4.1%)	[5.1%]	106

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合、

[]内は利用料の減免を行っているクラブ数(令和3年:22,426、令和2年:21,752)に対する割合である。

(2) 利用料減免の方法

(か所)

利用料減免の方法 (複数回答)	令和 3 年			令和 2 年			増減
生活保護受給世帯	17,404	(64.6%)	[77.6%]	16,777	(63.0%)	[77.1%]	627
利用料の免除	14,315	(53.2%)	[63.8%]	13,386	(50.3%)	[61.5%]	929
利用料の半額のみ徴収	838	(3.1%)	[3.7%]	839	(3.2%)	[3.9%]	▲ 1
所得に応じて複数段階で減額	37	(0.1%)	[0.2%]	31	(0.1%)	[0.1%]	6
その他	2,214	(8.2%)	[9.9%]	2,521	(9.5%)	[11.6%]	▲ 307
市町村民税非課税世帯	10,789	(40.1%)	[48.1%]	10,130	(38.0%)	[46.6%]	659
利用料の免除	5,974	(22.2%)	[26.6%]	5,477	(20.6%)	[25.2%]	497
利用料の半額のみ徴収	2,196	(8.2%)	[9.8%]	2,034	(7.6%)	[9.4%]	162
所得に応じて複数段階で減額	275	(1.0%)	[1.2%]	359	(1.3%)	[1.7%]	▲ 84
その他	2,344	(8.7%)	[10.5%]	2,260	(8.5%)	[10.4%]	84
所得税非課税・市町村民税非課税世帯	2,948	(10.9%)	[13.1%]	2,910	(10.9%)	[13.4%]	38
利用料の免除	713	(2.6%)	[3.2%]	695	(2.6%)	[3.2%]	18
利用料の半額のみ徴収	882	(3.3%)	[3.9%]	868	(3.3%)	[4.0%]	14
所得に応じて複数段階で減額	621	(2.3%)	[2.8%]	555	(2.1%)	[2.6%]	66
その他	732	(2.7%)	[3.3%]	792	(3.0%)	[3.6%]	▲ 60
就学援助受給世帯	6,883	(25.6%)	[30.7%]	6,080	(22.8%)	[28.0%]	803
利用料の免除	2,940	(10.9%)	[13.1%]	2,379	(8.9%)	[10.9%]	561
利用料の半額のみ徴収	2,055	(7.6%)	[9.2%]	1,717	(6.4%)	[7.9%]	338
所得に応じて複数段階で減額	32	(0.1%)	[0.1%]	10	(0.0%)	[0.0%]	22
その他	1,856	(6.9%)	[8.3%]	1,974	(7.4%)	[9.1%]	▲ 118
ひとり親世帯	7,270	(27.0%)	[32.4%]	6,733	(25.3%)	[31.0%]	537
利用料の免除	400	(1.5%)	[1.8%]	388	(1.5%)	[1.8%]	12
利用料の半額のみ徴収	1,961	(7.3%)	[8.7%]	1,808	(6.8%)	[8.3%]	153
所得に応じて複数段階で減額	186	(0.7%)	[0.8%]	175	(0.7%)	[0.8%]	11
その他	4,723	(17.5%)	[21.1%]	4,362	(16.4%)	[20.1%]	361
兄弟姉妹利用世帯	15,014	(55.8%)	[66.9%]	14,500	(54.5%)	[66.7%]	514
利用料の免除	588	(2.2%)	[2.6%]	610	(2.3%)	[2.8%]	▲ 22
利用料の半額のみ徴収	5,777	(21.5%)	[25.8%]	5,497	(20.6%)	[25.3%]	280
所得に応じて複数段階で減額	35	(0.1%)	[0.2%]	60	(0.2%)	[0.3%]	▲ 25
その他	8,614	(32.0%)	[38.4%]	8,333	(31.3%)	[38.3%]	281
その他市町村が定める場合	10,647	(39.5%)	[47.5%]	10,612	(39.9%)	[48.8%]	35
利用料の免除	3,796	(14.1%)	[16.9%]	3,718	(14.0%)	[17.1%]	78
利用料の半額のみ徴収	2,164	(8.0%)	[9.6%]	2,147	(8.1%)	[9.9%]	17
所得に応じて複数段階で減額	698	(2.6%)	[3.1%]	666	(2.5%)	[3.1%]	32
その他	3,989	(14.8%)	[17.8%]	4,081	(15.3%)	[18.8%]	▲ 92
その他クラブが定める場合	1,423	(5.3%)	[6.3%]	1,309	(4.9%)	[6.0%]	114
利用料の免除	46	(0.2%)	[0.2%]	45	(0.2%)	[0.2%]	1
利用料の半額のみ徴収	133	(0.5%)	[0.6%]	131	(0.5%)	[0.6%]	2
所得に応じて複数段階で減額	203	(0.8%)	[0.9%]	205	(0.8%)	[0.9%]	▲ 2
その他	1,041	(3.9%)	[4.6%]	928	(3.5%)	[4.3%]	113

注：()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合、

[]内は利用料の減免を行っているクラブ数(令和3年:22,426、令和2年:21,752)に対する割合である。

39 指定管理者制度による実施の有無

(か所)

	令和 3 年	令和 2 年	増減
実施している	3,793 (28.8%)	3,596 (28.2%)	197
実施していない	9,390 (71.2%)	9,151 (71.8%)	239

注：()内は公立民営クラブ数(令和3年:13,183、令和2年:12,747)に対する割合である。

40 おやつ提供の状況

(か所)

	令和 3 年	令和 2 年	増減
おやつ提供有り	24,326 (90.3%)	24,250 (91.1%)	76
おやつ提供無し	2,599 (9.7%)	2,375 (8.9%)	224
計	26,925 (100.0%)	26,625 (100.0%)	300

注：()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

(か所)

おやつ提供時刻	令和 3 年	令和 2 年	増減
13:00以前	0 (0.0%)	1 (0.0%)	▲ 1
13:01～14:00	43 (0.2%)	51 (0.2%)	▲ 8
14:01～15:00	1,771 (7.3%)	1,949 (8.0%)	▲ 178
15:01～16:00	17,981 (73.9%)	16,926 (69.8%)	1,055
16:01～17:00	4,090 (16.8%)	4,885 (20.1%)	▲ 795
17:01以降	441 (1.8%)	438 (1.8%)	3
計	24,326 (100.0%)	24,250 (100.0%)	76

注：()内はおやつ提供有りのクラブ数(令和3年:24,326、令和2年:24,250)に対する割合である。

41 保護者との連携の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
子どもの出欠席等の把握	26,830 (99.6%)	26,539 (99.7%)	291
保護者からの相談への対応	26,883 (99.8%)	26,573 (99.8%)	310
保護者との連絡	26,887 (99.9%)	26,577 (99.8%)	310

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

42 育成支援の記録の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
育成支援の内容を記録している	23,718 (88.1%)	23,191 (87.1%)	527

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

43 利用の開始等の情報提供の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
利用の開始等に関する情報提供を実施している	26,650 (99.0%)	26,330 (98.9%)	320
保護者及び地域社会に対する情報提供を実施している	25,568 (95.0%)	25,172 (94.5%)	396

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

44 運営規程の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
運営規程を定めている	26,004 (96.6%)	25,644 (96.3%)	360
運営規程を定めていない	921 (3.4%)	981 (3.7%)	▲60
計	26,925 (100.0%)	26,625 (100.0%)	300

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

運営規程に定めている事項	令和3年		令和2年		増減		
事業の目的及び運営の方針	25,938	(96.3%)	[99.7%]	25,585	(96.1%)	[99.8%]	353
職員の職種、員数及び職務の内容	25,381	(94.3%)	[97.6%]	24,995	(93.9%)	[97.5%]	386
開所している日及び時間	25,915	(96.2%)	[99.7%]	25,572	(96.0%)	[99.7%]	343
支援の内容及び該当支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額	25,592	(95.0%)	[98.4%]	25,201	(94.7%)	[98.3%]	391
利用定員	24,564	(91.2%)	[94.5%]	23,806	(89.4%)	[92.8%]	758
通常の事業の実施地域	25,139	(93.4%)	[96.7%]	24,783	(93.1%)	[96.6%]	356
事業の利用に当たっての留意事項	25,388	(94.3%)	[97.6%]	24,930	(93.6%)	[97.2%]	458
緊急時等における対応方法	25,130	(93.3%)	[96.6%]	24,763	(93.0%)	[96.6%]	367
非常災害対策	24,919	(92.5%)	[95.8%]	24,382	(91.6%)	[95.1%]	537
虐待の防止のための措置に関する事項	23,393	(86.9%)	[90.0%]	22,958	(86.2%)	[89.5%]	435
その他事業の運営に関する重要事項	10,875	(40.4%)	[41.8%]	10,895	(40.9%)	[42.5%]	▲20

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合、

[]内は運営規程を定めているクラブ数(令和3年:26,004、令和2年:25,644)に対する割合である。

45 放課後児童クラブ内における虐待等の発生件数

(件)

	令和3年	令和2年	増減
設備運営基準第12条に規定する虐待等の発生件数	2	0	2

注1:令和3年は令和2年4月1日～令和3年3月31日、令和2年は平成31年4月1日～令和2年3月31日の件数である。

注2:放課後児童クラブにおいて発生したものに限る。

46 職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
帳簿を整備している	26,504 (98.4%)	26,113 (98.1%)	391

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

47 適正な会計管理及び情報公開の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
定期的な検査や決算報告を行っている	26,221 (97.4%)	25,898 (97.3%)	323
保護者や地域社会に対して情報公開を行っている	22,045 (81.9%)	21,726 (81.6%)	319

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

48 学校との連携状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
学校との情報交換を行っている	26,684 (99.1%)	26,206 (98.4%)	478
遊びと生活の場を広げるために学校施設を利用できるよう学校との連携を図っている	21,493 (79.8%)	21,393 (80.3%)	100

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

49 保育所、幼稚園等との連携状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
保育所、幼稚園等との連携を図っている	16,796 (62.4%)	16,656 (62.6%)	140

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

50 地域、関係機関との連携状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
地域組織や関係機関等との情報交換、相互交流を実施している	20,316 (75.5%)	20,119 (75.6%)	197
地域住民と連携した子どもの安全を確保する取組を実施している	16,268 (60.4%)	16,188 (60.8%)	80
医療・保健・福祉等機関と連携している	19,203 (71.3%)	18,514 (69.5%)	689

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

51 衛生管理・安全対策の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減	
衛生管理・感染症対応を行っている	26,413 (98.1%)	25,614 (96.2%)	799	
事故・ケガ防止と対応	安全性についての点検を行っている	26,604 (98.8%)	26,251 (98.6%)	353
	マニュアルを作成し、適切な処置を行っている	25,097 (93.2%)	24,459 (91.9%)	638
	損害賠償保険に加入している	25,500 (94.7%)	25,211 (94.7%)	289
	傷害保険に加入している	26,508 (98.5%)	26,185 (98.3%)	323
防災・防犯対策	計画・マニュアル作成を行っている	24,973 (92.8%)	24,446 (91.8%)	527
	定期的な避難訓練を行っている	25,174 (93.5%)	24,676 (92.7%)	498
	緊急時の連絡体制を整備している	26,218 (97.4%)	25,808 (96.9%)	410
来所・帰宅時の安全確保を行っている	23,936 (88.9%)	23,620 (88.7%)	316	

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

52 職場倫理の自覚の状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる	26,159 (97.2%)	25,766 (96.8%)	393

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

53 要望・苦情への対応状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
要望・苦情受付窓口を設置し、周知を図っている	25,133 (93.3%)	24,613 (92.4%)	520
苦情解決体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図っている	24,446 (90.8%)	23,856 (89.6%)	590

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

54 研修受講機会の提供状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
資質向上のための研修を実施している	26,072 (96.8%)	25,856 (97.1%)	216
職場内での教育訓練(OJT)を実施している	21,345 (79.3%)	21,136 (79.4%)	209
障害児受入のための研修を実施している	22,955 (85.3%)	22,932 (86.1%)	23

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

(か所)

職員1人あたりの研修受講回数	令和3年	令和2年	増減
1回未満	3,452 (12.8%)	1,960 (7.4%)	1,492
1回以上5回未満	15,619 (58.0%)	14,960 (56.2%)	659
5回以上10回未満	4,640 (17.2%)	5,429 (20.4%)	▲789
10回以上	3,214 (11.9%)	4,276 (16.1%)	▲1,062
計	26,925 (100.0%)	26,625 (100.0%)	300

注1:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

注2:「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修を除く。

(か所)

職員1人あたりの研修受講日数	令和3年	令和2年	増減
1日未満	3,441 (12.8%)	1,963 (7.4%)	1,478
1日以上5日未満	15,412 (57.2%)	14,420 (54.2%)	992
5日以上10日未満	4,525 (16.8%)	5,695 (21.4%)	▲1,170
10日以上	3,547 (13.2%)	4,547 (17.1%)	▲1,000
計	26,925 (100.0%)	26,625 (100.0%)	300

注1:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

注2:「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修を除く。

55 運営内容の定期的な自己評価の実施状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
自己評価の実施有り	15,047 (55.9%)	14,462 (54.3%)	585
評価を行う際に、子どもや保護者の意見を取り入れている	13,827 (51.4%)	13,090 (49.2%)	737

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合である。

56 運営内容の第三者評価の実施状況

(か所)

	令和3年	令和2年	増減
第三者評価の実施有り	5,520 (20.5%)	7,854 (29.5%)	▲2,334
第三者評価の結果を公表している	3,537 (13.1%)	[64.1%]	—
実施要綱別添11「放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業」の補助対象となる第三者評価機関による評価を受審している	1,056 (3.9%)	[19.1%]	—

注:()内は全クラブ数(令和3年:26,925、令和2年:26,625)に対する割合、

[]内は第三者評価を実施しているクラブ数(令和3年:5,520)に対する割合である。

放課後児童クラブ数及び登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所、人）

No.	都道府県名	クラブ数	登録児童数
1	北海道	624	27,526
2	青森県	170	9,838
3	岩手県	311	12,980
4	宮城県	295	16,090
5	秋田県	187	9,404
6	山形県	268	12,065
7	福島県	253	14,046
8	茨城県	601	37,761
9	栃木県	529	20,779
10	群馬県	357	15,608
11	埼玉県	1,146	49,392
12	千葉県	927	41,139
13	東京都	1,812	113,531
14	神奈川県	488	22,872
15	新潟県	339	16,295
16	富山県	172	6,611
17	石川県	235	9,915
18	福井県	168	6,798
19	山梨県	226	9,385
20	長野県	302	16,874
21	岐阜県	306	13,699
22	静岡県	493	21,523
23	愛知県	701	37,954
24	三重県	438	17,663
25	滋賀県	270	15,300
26	京都府	249	14,286
27	大阪府	535	28,139
28	兵庫県	528	23,686
29	奈良県	215	12,350
30	和歌山県	148	6,211
31	鳥取県	120	5,286
32	島根県	176	6,333
33	岡山県	235	9,062
34	広島県	294	12,442
35	山口県	305	13,594
36	徳島県	189	8,079
37	香川県	169	6,810
38	愛媛県	224	8,785
39	高知県	94	3,222
40	福岡県	455	29,098
41	佐賀県	278	11,804
42	長崎県	242	9,810
43	熊本県	332	12,729
44	大分県	246	9,553
45	宮崎県	219	8,426
46	鹿児島県	411	16,198
47	沖縄県	450	18,131
都道府県合計		17,732	849,082

No.	指定都市名	クラブ数	登録児童数
48	札幌市	249	22,517
49	仙台市	229	14,126
50	さいたま市	288	11,614
51	千葉市	182	9,935
52	横浜市	583	34,758
53	川崎市	136	13,454
54	相模原市	119	7,173
55	新潟市	181	11,296
56	静岡市	94	6,031
57	浜松市	152	6,662
58	名古屋市	237	8,592
59	京都市	215	15,163
60	大阪市	189	6,079
61	堺市	92	8,260
62	神戸市	232	15,970
63	岡山市	215	8,685
64	広島市	208	11,856
65	北九州市	133	11,685
66	福岡市	139	17,084
67	熊本市	176	6,917
指定都市合計		4,049	247,857

No.	中核市名	クラブ数	登録児童数
68	函館市	64	2,513
69	旭川市	97	3,191
70	青森市	51	3,127
71	八戸市	47	1,987
72	盛岡市	67	3,215
73	秋田市	53	2,011
74	山形市	77	3,674
75	福島市	91	3,398
76	郡山市	94	4,011
77	いわき市	77	3,260
78	水戸市	97	4,853
79	宇都宮市	190	5,595
80	前橋市	83	4,393
81	高崎市	100	4,208
82	川越市	83	3,227
83	川口市	129	5,206
84	越谷市	52	3,008
85	船橋市	104	5,538
86	柏市	83	3,768
87	八王子市	138	6,109
88	横須賀市	74	2,192
89	富山市	121	6,171
90	金沢市	103	5,131
91	福井市	82	3,373
92	甲府市	53	1,697
93	長野市	89	8,223
94	松本市	41	3,521
95	岐阜市	46	3,441
96	豊橋市	96	3,532
97	岡崎市	52	3,104
98	一宮市	59	3,562
99	豊田市	71	3,916
100	大津市	63	3,735
101	豊中市	41	4,261
102	吹田市	36	4,418
103	高槻市	77	3,228
104	枚方市	101	4,703
105	八尾市	84	3,501
106	寝屋川市	41	2,149
107	東大阪市	57	4,288
108	姫路市	123	4,593
109	尼崎市	93	3,344
110	明石市	28	3,488
111	西宮市	90	4,041
112	奈良市	48	3,744
113	和歌山市	106	3,584
114	鳥取市	74	2,990
115	松江市	73	3,032
116	倉敷市	158	5,583
117	呉市	63	2,836
118	福山市	72	6,222
119	下関市	39	2,549
120	高松市	132	4,866
121	松山市	129	5,733
122	高知市	94	3,996
123	久留米市	47	4,402
124	長崎市	95	6,330
125	佐世保市	73	2,627
126	大分市	70	5,229
127	宮崎市	55	4,467
128	鹿児島市	210	8,293
129	那覇市	108	4,949
中核市合計		5,144	251,336
総合計		26,925	1,348,275

放課後児童クラブ数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：か所）

No.	都道府県名	令和3年	令和2年	増減
1	北海道	624	618	6
2	青森県	170	188	△ 18
3	岩手県	311	309	2
4	宮城県	295	291	4
5	秋田県	187	193	△ 6
6	山形県	268	262	6
7	福島県	253	248	5
8	茨城県	601	597	4
9	栃木県	529	523	6
10	群馬県	357	346	11
11	埼玉県	1,146	1,153	△ 7
12	千葉県	927	913	14
13	東京都	1,812	1,771	41
14	神奈川県	488	477	11
15	新潟県	339	337	2
16	富山県	172	169	3
17	石川県	235	234	1
18	福井県	168	172	△ 4
19	山梨県	226	223	3
20	長野県	302	303	△ 1
21	岐阜県	306	307	△ 1
22	静岡県	493	482	11
23	愛知県	701	688	13
24	三重県	438	427	11
25	滋賀県	270	312	△ 42
26	京都府	249	245	4
27	大阪府	535	517	18
28	兵庫県	528	526	2
29	奈良県	215	208	7
30	和歌山県	148	143	5
31	鳥取県	120	118	2
32	島根県	176	171	5
33	岡山県	235	230	5
34	広島県	294	287	7
35	山口県	305	305	0
36	徳島県	189	188	1
37	香川県	169	167	2
38	愛媛県	224	218	6
39	高知県	94	88	6
40	福岡県	455	453	2
41	佐賀県	278	273	5
42	長崎県	242	235	7
43	熊本県	332	323	9
44	大分県	246	247	△ 1
45	宮崎県	219	213	6
46	鹿児島県	411	399	12
47	沖縄県	450	434	16
都道府県合計		17,732	17,531	201

No.	指定都市名	令和3年	令和2年	増減
48	札幌市	249	250	△ 1
49	仙台市	229	231	△ 2
50	さいたま市	288	281	7
51	千葉市	182	177	5
52	横浜市	583	587	△ 4
53	川崎市	136	134	2
54	相模原市	119	118	1
55	新潟市	181	175	6
56	静岡市	94	89	5
57	浜松市	152	142	10
58	名古屋市	237	234	3
59	京都市	215	212	3
60	大阪市	189	190	△ 1
61	堺市	92	92	0
62	神戸市	232	229	3
63	岡山市	215	208	7
64	広島市	208	338	△ 130
65	北九州市	133	133	0
66	福岡市	139	139	0
67	熊本市	176	168	8
指定都市合計		4,049	4,127	△ 78

No.	中核市名	令和3年	令和2年	増減
68	函館市	64	60	4
69	旭川市	97	95	2
70	青森市	51	50	1
71	八戸市	47	47	0
72	盛岡市	67	61	6
73	秋田市	53	49	4
74	山形市	77	72	5
75	福島市	91	84	7
76	郡山市	94	61	33
77	いわき市	77	72	5
78	水戸市	97	92	5
79	宇都宮市	190	184	6
80	前橋市	83	78	5
81	高崎市	100	99	1
82	川越市	83	77	6
83	川口市	129	130	△ 1
84	越谷市	52	51	1
85	船橋市	104	101	3
86	柏市	83	82	1
87	八王子市	138	136	2
88	横須賀市	74	72	2
89	富山市	121	117	4
90	金沢市	103	100	3
91	福井市	82	82	0
92	甲府市	53	52	1
93	長野市	89	90	△ 1
94	松本市	41	41	0
95	岐阜市	46	46	0
96	豊橋市	96	97	△ 1
97	岡崎市	52	48	4
98	一宮市	59	58	1
99	豊田市	71	70	1
100	大津市	63	61	2
101	豊中市	41	41	0
102	吹田市	36	36	0
103	高槻市	77	70	7
104	枚方市	101	100	1
105	八尾市	84	82	2
106	寝屋川市	41	41	0
107	東大阪市	57	57	0
108	姫路市	123	121	2
109	尼崎市	93	84	9
110	明石市	28	28	0
111	西宮市	90	86	4
112	奈良市	48	48	0
113	和歌山市	106	104	2
114	鳥取市	74	71	3
115	松江市	73	72	1
116	倉敷市	158	153	5
117	呉市	63	60	3
118	福山市	72	72	0
119	下関市	39	39	0
120	高松市	132	126	6
121	松山市	129	124	5
122	高知市	94	95	△ 1
123	久留米市	47	48	△ 1
124	長崎市	95	96	△ 1
125	佐世保市	73	73	0
126	大分市	70	68	2
127	宮崎市	55	54	1
128	鹿児島市	210	205	5
129	那覇市	108	98	10
中核市合計		5,144	4,967	177
総合計		26,925	26,625	300

※令和3年から「松本市、一宮市」が中核市となったため、令和2年度公表データ「長野県、愛知県」から当該中核市のクラブ数（松本市41、一宮市58）を減算している。

放課後児童クラブ登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	令和3年	令和2年	増減
1	北海道	27,526	27,589	△ 63
2	青森県	9,838	9,928	△ 90
3	岩手県	12,980	12,780	200
4	宮城県	16,090	15,545	545
5	秋田県	9,404	9,605	△ 201
6	山形県	12,065	11,823	242
7	福島県	14,046	13,307	739
8	茨城県	37,761	36,790	971
9	栃木県	20,779	19,952	827
10	群馬県	15,608	15,458	150
11	埼玉県	49,392	48,009	1,383
12	千葉県	41,139	39,961	1,178
13	東京都	113,531	109,110	4,421
14	神奈川県	22,872	22,384	488
15	新潟県	16,295	15,895	400
16	富山県	6,611	6,508	103
17	石川県	9,915	9,940	△ 25
18	福井県	6,798	6,948	△ 150
19	山梨県	9,385	10,108	△ 723
20	長野県	16,874	17,657	△ 783
21	岐阜県	13,699	13,794	△ 95
22	静岡県	21,523	20,843	680
23	愛知県	37,954	37,679	275
24	三重県	17,663	17,184	479
25	滋賀県	15,300	15,048	252
26	京都府	14,286	14,210	76
27	大阪府	28,139	27,260	879
28	兵庫県	23,686	23,304	382
29	奈良県	12,350	12,327	23
30	和歌山県	6,211	6,017	194
31	鳥取県	5,286	5,272	14
32	島根県	6,333	6,167	166
33	岡山県	9,062	9,120	△ 58
34	広島県	12,442	12,360	82
35	山口県	13,594	13,494	100
36	徳島県	8,079	8,162	△ 83
37	香川県	6,810	6,746	64
38	愛媛県	8,785	8,793	△ 8
39	高知県	3,222	3,075	147
40	福岡県	29,098	28,251	847
41	佐賀県	11,804	11,097	707
42	長崎県	9,810	9,615	195
43	熊本県	12,729	12,812	△ 83
44	大分県	9,553	9,364	189
45	宮崎県	8,426	8,185	241
46	鹿児島県	16,198	15,553	645
47	沖縄県	18,131	17,076	1,055
都道府県合計		849,082	832,105	16,977

No.	指定都市名	令和3年	令和2年	増減
48	札幌市	22,517	23,256	△ 739
49	仙台市	14,126	13,780	346
50	さいたま市	11,614	11,323	291
51	千葉市	9,935	10,490	△ 555
52	横浜市	34,758	24,350	10,408
53	川崎市	13,454	12,876	578
54	相模原市	7,173	7,123	50
55	新潟市	11,296	10,975	321
56	静岡市	6,031	5,629	402
57	浜松市	6,662	6,261	401
58	名古屋市	8,592	8,550	42
59	京都市	15,163	14,829	334
60	大阪市	6,079	6,201	△ 122
61	堺市	8,260	8,653	△ 393
62	神戸市	15,970	15,320	650
63	岡山市	8,685	8,243	442
64	広島市	11,856	11,541	315
65	北九州市	11,685	12,932	△ 1,247
66	福岡市	17,084	15,080	2,004
67	熊本市	6,917	6,413	504
指定都市合計		247,857	233,825	14,032

No.	中核市名	令和3年	令和2年	増減
68	函館市	2,513	2,480	33
69	旭川市	3,191	3,206	△ 15
70	青森市	3,127	3,063	64
71	八戸市	1,987	2,021	△ 34
72	盛岡市	3,215	2,844	371
73	秋田市	2,011	1,854	157
74	山形市	3,674	3,413	261
75	福島市	3,398	3,006	392
76	郡山市	4,011	2,847	1,164
77	いわき市	3,260	3,021	239
78	水戸市	4,853	4,901	△ 48
79	宇都宮市	5,595	6,014	△ 419
80	前橋市	4,393	4,131	262
81	高崎市	4,208	4,236	△ 28
82	川越市	3,227	2,966	261
83	川口市	5,206	4,972	234
84	越谷市	3,008	2,892	116
85	船橋市	5,538	5,445	93
86	柏市	3,768	3,470	298
87	八王子市	6,109	6,160	△ 51
88	横須賀市	2,192	2,152	40
89	富山市	6,171	6,626	△ 455
90	金沢市	5,131	5,029	102
91	福井市	3,373	3,230	143
92	甲府市	1,697	1,754	△ 57
93	長野市	8,223	8,585	△ 362
94	松本市	3,521	3,521	0
95	岐阜市	3,441	3,390	51
96	豊橋市	3,532	3,429	103
97	岡崎市	3,104	3,056	48
98	一宮市	3,562	3,796	△ 234
99	豊田市	3,916	3,839	77
100	大津市	3,735	3,567	168
101	豊中市	4,261	4,120	141
102	吹田市	4,418	4,013	405
103	高槻市	3,228	3,089	139
104	枚方市	4,703	4,663	40
105	八尾市	3,501	3,660	△ 159
106	寝屋川市	2,149	2,092	57
107	東大阪市	4,288	4,069	219
108	姫路市	4,593	4,601	△ 8
109	尼崎市	3,344	3,142	202
110	明石市	3,488	3,242	246
111	西宮市	4,041	3,955	86
112	奈良市	3,744	3,649	95
113	和歌山市	3,584	3,485	99
114	鳥取市	2,990	3,026	△ 36
115	松江市	3,032	2,968	64
116	倉敷市	5,583	5,532	51
117	呉市	2,836	2,833	3
118	福山市	6,222	5,972	250
119	下関市	2,549	2,473	76
120	高松市	4,866	4,622	244
121	松山市	5,733	5,514	219
122	高知市	3,996	4,029	△ 33
123	久留米市	4,402	4,337	65
124	長崎市	6,330	6,097	233
125	佐世保市	2,627	2,645	△ 18
126	大分市	5,229	5,089	140
127	宮崎市	4,467	4,411	56
128	鹿児島市	8,293	7,942	351
129	那覇市	4,949	4,892	57
中核市合計		251,336	245,078	6,258
総合計		1,348,275	1,311,008	37,267

※令和3年から「松本市、一宮市」が中核市となったため、令和2年度公表データ「長野県、愛知県」から当該中核市の登録児童数（松本市3,521、一宮市3,796）を減算している。

利用できなかった児童数（待機児童数）（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

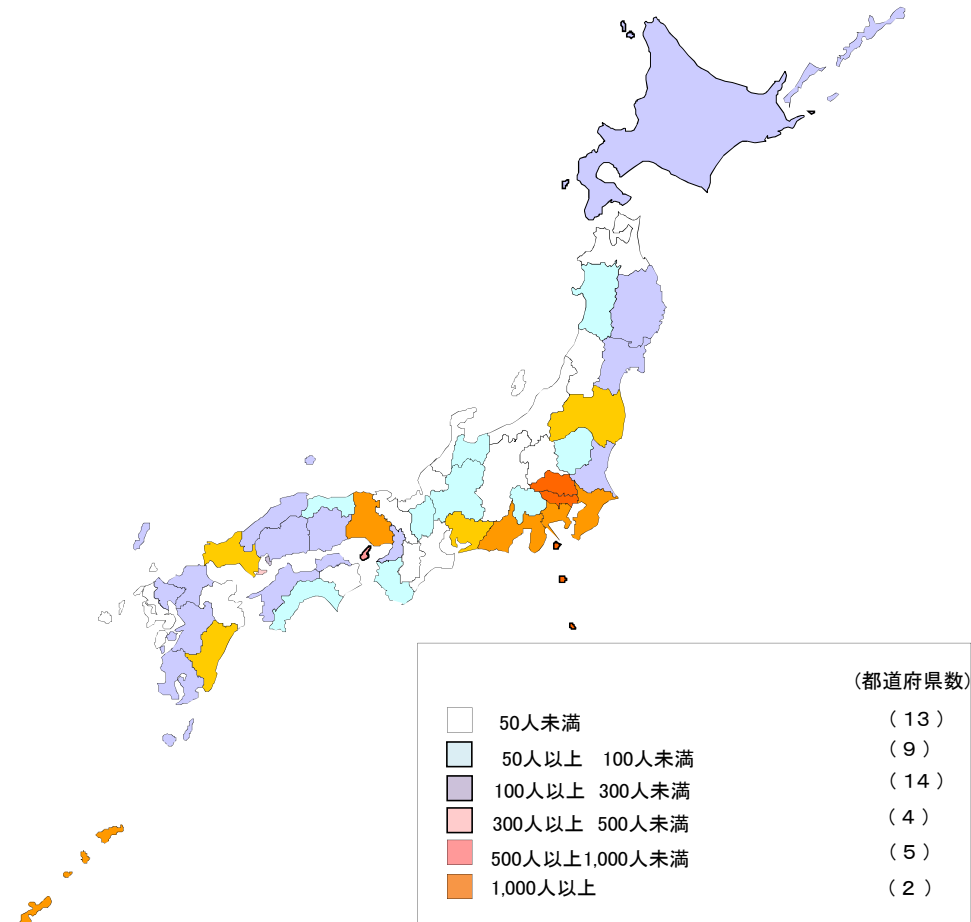
No.	都道府県名	令和3年	令和2年	増減
1	北海道	145	117	28
2	青森県	11	10	1
3	岩手県	110	232	△ 122
4	宮城県	267	540	△ 273
5	秋田県	44	40	4
6	山形県	20	63	△ 43
7	福島県	222	545	△ 323
8	茨城県	150	337	△ 187
9	栃木県	68	52	16
10	群馬県	11	0	11
11	埼玉県	760	1,086	△ 326
12	千葉県	533	702	△ 169
13	東京都	3,277	3,139	138
14	神奈川県	426	497	△ 71
15	新潟県	0	7	△ 7
16	富山県	28	63	△ 35
17	石川県	0	0	0
18	福井県	0	0	0
19	山梨県	57	33	24
20	長野県	1	10	△ 9
21	岐阜県	49	87	△ 38
22	静岡県	447	408	39
23	愛知県	252	287	△ 35
24	三重県	28	56	△ 28
25	滋賀県	61	261	△ 200
26	京都府	28	32	△ 4
27	大阪府	160	204	△ 44
28	兵庫県	345	410	△ 65
29	奈良県	16	74	△ 58
30	和歌山県	55	35	20
31	鳥取県	57	27	30
32	島根県	69	118	△ 49
33	岡山県	31	47	△ 16
34	広島県	64	84	△ 20
35	山口県	338	245	93
36	徳島県	43	125	△ 82
37	香川県	41	19	22
38	愛媛県	95	138	△ 43
39	高知県	36	122	△ 86
40	福岡県	264	298	△ 34
41	佐賀県	136	266	△ 130
42	長崎県	17	39	△ 22
43	熊本県	156	224	△ 68
44	大分県	21	40	△ 19
45	宮崎県	169	100	69
46	鹿児島県	108	141	△ 33
47	沖縄県	768	611	157
都道府県合計		9,984	11,971	△ 1,987

No.	指定都市名	令和3年	令和2年	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	5	4	1
50	さいたま市	202	208	△ 6
51	千葉市	182	408	△ 226
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	96	86	10
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	13	43	△ 30
57	浜松市	343	271	72
58	名古屋市	36	21	15
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	0	0
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	147	86	61
64	広島市	40	32	8
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	0	0
指定都市合計		1,064	1,159	△ 95

No.	中核市名	令和3年	令和2年	増減
68	函館市	4	4	0
69	旭川市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	4	0	4
72	盛岡市	32	34	△ 2
73	秋田市	7	11	△ 4
74	山形市	0	0	0
75	福島市	13	19	△ 6
76	郡山市	167	245	△ 78
77	いわき市	3	9	△ 6
78	水戸市	0	6	△ 6
79	宇都宮市	0	0	0
80	前橋市	18	67	△ 49
81	高崎市	0	0	0
82	川越市	0	0	0
83	川口市	0	0	0
84	越谷市	268	371	△ 103
85	船橋市	204	311	△ 107
86	柏市	21	23	△ 2
87	八王子市	84	123	△ 39
88	横須賀市	60	28	32
89	富山市	45	51	△ 6
90	金沢市	19	18	1
91	福井市	0	0	0
92	甲府市	0	0	0
93	長野市	0	0	0
94	松本市	0	0	0
95	岐阜市	20	3	17
96	豊橋市	2	2	0
97	岡崎市	123	114	9
98	一宮市	17	46	△ 29
99	豊田市	0	0	0
100	大津市	0	0	0
101	豊中市	0	0	0
102	吹田市	7	26	△ 19
103	高槻市	29	38	△ 9
104	枚方市	43	0	43
105	八尾市	0	0	0
106	寝屋川市	0	0	0
107	東大阪市	45	21	24
108	姫路市	7	51	△ 44
109	尼崎市	481	414	67
110	明石市	0	0	0
111	西宮市	90	36	54
112	奈良市	0	0	0
113	和歌山市	23	168	△ 145
114	鳥取市	0	0	0
115	松江市	91	39	52
116	倉敷市	25	45	△ 20
117	呉市	0	0	0
118	福山市	0	0	0
119	下関市	40	45	△ 5
120	高松市	110	109	1
121	松山市	34	51	△ 17
122	高知市	23	17	6
123	久留米市	0	0	0
124	長崎市	0	0	0
125	佐世保市	0	3	△ 3
126	大分市	11	16	△ 5
127	宮崎市	138	145	△ 7
128	鹿児島市	42	106	△ 64
129	那覇市	18	50	△ 32
中核市合計		2,368	2,865	△ 497
総合計		13,416	15,995	△ 2,579

※令和3年から「松本市、一宮市」が中核市となったため、令和2年度公表データ「長野県、愛知県」から当該中核市の待機児童数（松本市0、一宮市46）を減算している。

令和3年5月1日 利用できなかった児童（待機児童）マップ（都道府県別）



注：各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

都道府県	利用できなかった児童数
	人
北海道	149
青森県	15
岩手県	142
宮城県	272
秋田県	51
山形県	20
福島県	405
茨城県	150
栃木県	68
群馬県	29
埼玉県	1,230
千葉県	940
東京都	3,361
神奈川県	582
新潟県	0
富山県	73
石川県	19
福井県	0
山梨県	57
長野県	1
岐阜県	69
静岡県	803
愛知県	430
三重県	28
滋賀県	61
京都府	28
大阪府	284
兵庫県	923
奈良県	16
和歌山県	78
鳥取県	57
島根県	160
岡山県	203
広島県	104
山口県	378
徳島県	43
香川県	151
愛媛県	129
高知県	59
福岡県	264
佐賀県	136
長崎県	17
熊本県	156
大分県	32
宮崎県	307
鹿児島県	150
沖縄県	786
計	13,416

利用できなかった児童（待機児童）がいる市町村数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：市町村）

No.	都道府県名	令和3年	令和2年	増減
1	北海道	7	9	△ 2
2	青森県	1	1	0
3	岩手県	6	8	△ 2
4	宮城県	11	12	△ 1
5	秋田県	3	3	0
6	山形県	4	5	△ 1
7	福島県	10	9	1
8	茨城県	8	11	△ 3
9	栃木県	5	4	1
10	群馬県	2	0	2
11	埼玉県	19	21	△ 2
12	千葉県	19	19	0
13	東京都	34	35	△ 1
14	神奈川県	10	9	1
15	新潟県	0	1	△ 1
16	富山県	1	4	△ 3
17	石川県	0	0	0
18	福井県	0	0	0
19	山梨県	3	5	△ 2
20	長野県	1	2	△ 1
21	岐阜県	5	5	0
22	静岡県	16	14	2
23	愛知県	11	9	2
24	三重県	5	5	0
25	滋賀県	3	8	△ 5
26	京都府	1	1	0
27	大阪府	9	9	0
28	兵庫県	10	11	△ 1
29	奈良県	2	5	△ 3
30	和歌山県	5	6	△ 1
31	鳥取県	3	2	1
32	島根県	5	5	0
33	岡山県	4	5	△ 1
34	広島県	3	5	△ 2
35	山口県	6	5	1
36	徳島県	4	5	△ 1
37	香川県	2	2	0
38	愛媛県	7	6	1
39	高知県	9	7	2
40	福岡県	17	19	△ 2
41	佐賀県	7	7	0
42	長崎県	2	5	△ 3
43	熊本県	12	11	1
44	大分県	4	3	1
45	宮崎県	10	11	△ 1
46	鹿児島県	5	6	△ 1
47	沖縄県	18	16	2
都道府県合計		329	351	△ 22

No.	指定都市名	令和3年	令和2年	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	1	1	0
50	さいたま市	1	1	0
51	千葉市	1	1	0
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	1	1	0
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	1	1	0
57	浜松市	1	1	0
58	名古屋市	1	1	0
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	0	0
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	1	1	0
64	広島市	1	1	0
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	0	0
指定都市合計		9	9	0

No.	中核市名	令和3年	令和2年	増減
68	函館市	1	1	0
69	旭川市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	1	0	1
72	盛岡市	1	1	0
73	秋田市	1	1	0
74	山形市	0	0	0
75	福島市	1	1	0
76	郡山市	1	1	0
77	いわき市	1	1	0
78	水戸市	0	1	△ 1
79	宇都宮市	0	0	0
80	前橋市	1	1	0
81	高崎市	0	0	0
82	川崎市	0	0	0
83	川口市	0	0	0
84	越谷市	1	1	0
85	船橋市	1	1	0
86	柏市	1	1	0
87	八王子市	1	1	0
88	横須賀市	1	1	0
89	富山市	1	1	0
90	金沢市	1	1	0
91	福井市	0	0	0
92	甲府市	0	0	0
93	長野市	0	0	0
94	松本市	0	0	0
95	岐阜市	1	1	0
96	豊橋市	1	1	0
97	岡崎市	1	1	0
98	一宮市	1	1	0
99	豊田市	0	0	0
100	大津市	0	0	0
101	豊中市	0	0	0
102	吹田市	1	1	0
103	高槻市	1	1	0
104	枚方市	1	0	1
105	八尾市	0	0	0
106	寝屋川市	0	0	0
107	東大阪市	1	1	0
108	姫路市	1	1	0
109	尼崎市	1	1	0
110	明石市	0	0	0
111	西宮市	1	1	0
112	奈良市	0	0	0
113	和歌山市	1	1	0
114	鳥取市	0	0	0
115	松江市	1	1	0
116	倉敷市	1	1	0
117	呉市	0	0	0
118	福山市	0	0	0
119	下関市	1	1	0
120	高松市	1	1	0
121	松山市	1	1	0
122	高知市	1	1	0
123	久留米市	0	0	0
124	長崎市	0	0	0
125	佐世保市	0	1	△ 1
126	大分市	1	1	0
127	宮崎市	1	1	0
128	鹿児島市	1	1	0
129	那覇市	1	1	0
中核市合計		37	37	0
総合計		375	397	△ 22

※令和3年から「松本市、一宮市」が中核市となったため、令和2年度公表データ「長野県、愛知県」から当該中核市の数（松本市0、一宮市1）を減算している。

利用できなかった児童（待機児童）が50人以上いる市町村

(単位：人)

No.	都道府県名	市区町村名	待機児童数
1	兵庫県	尼崎市	481
2	静岡県	浜松市	343
3	東京都	江東区	312
4	東京都	調布市	272
5	埼玉県	越谷市	268
6	東京都	練馬区	263
7	東京都	墨田区	249
8	東京都	葛飾区	225
9	東京都	杉並区	223
10	東京都	中央区	209
11	千葉県	船橋市	204
12	埼玉県	さいたま市	202
13	千葉県	千葉市	182
14	東京都	中野区	174
15	福島県	郡山市	167
16	東京都	立川市	155
17	東京都	足立区	154
18	埼玉県	所沢市	147
19	岡山県	岡山市	147
20	山口県	山口市	141
21	埼玉県	熊谷市	140
22	宮崎県	宮崎市	138
23	千葉県	成田市	123
24	愛知県	岡崎市	123
25	東京都	大田区	112
26	兵庫県	宝塚市	110
27	香川県	高松市	110
28	東京都	台東区	104
29	東京都	稲城市	102
30	静岡県	島田市	100
31	神奈川県	伊勢原市	98
32	神奈川県	相模原市	96
33	東京都	あきる野市	93
34	島根県	松江市	91
35	兵庫県	西宮市	90
36	沖縄県	読谷村	90
37	静岡県	磐田市	88
38	鹿児島県	出水市	86
39	東京都	八王子市	84
40	神奈川県	厚木市	80
41	沖縄県	沖縄市	79
42	沖縄県	うるま市	79
43	福岡県	粕屋町	77
44	山口県	防府市	76
45	沖縄県	八重瀬町	74
46	埼玉県	白岡市	72
47	岩手県	奥州市	70
48	東京都	清瀬市	70
49	神奈川県	茅ヶ崎市	70
50	静岡県	藤枝市	68
51	宮城県	登米市	64
52	沖縄県	糸満市	64
53	沖縄県	豊見城市	64
54	沖縄県	西原町	63
55	茨城県	土浦市	62
56	東京都	港区	62

No.	都道府県名	市区町村名	待機児童数
57	東京都	青梅市	62
58	千葉県	習志野市	61
59	埼玉県	朝霞市	60
60	千葉県	八千代市	60
61	神奈川県	横須賀市	60
62	山口県	岩国市	60
63	東京都	新宿区	56
64	東京都	目黒区	56
65	神奈川県	愛川町	56
66	埼玉県	狭山市	55
67	埼玉県	東松山市	54
68	沖縄県	宮古島市	53
69	愛知県	長久手市	51
70	千葉県	市川市	50
71	千葉県	旭市	50
72	兵庫県	太子町	50

(※) 本調査における「利用できなかった児童」とは調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが何らかの理由で利用（登録）できなかった児童を指す。

- ・ 利用申し込み時点において登録できなかった児童が調査日時点において他のクラブを利用している場合には、本調査の待機児童数には含めない。
- ・ 放課後児童クラブを調査日時点において利用しているが、第一希望のクラブでないなど、保護者の私的な理由により他のクラブに利用希望が出ている場合には、本調査には含めない。
- ・ 他に利用可能な放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している場合には本調査の待機児童数には含めない。
- ※他に利用可能な放課後児童クラブとは、以下2点を満たすものをいう。
 - (1) 開所時間が保護者の希望に添っている。(例：希望の放課後児童クラブと開所時間に差異がない)
 - (2) 立地条件が通所するのに無理がない。(例：通常の交通手段により、20～30分で通所が可能)
- ・ 利用申し込み時点において登録できなかった児童の保護者が求職活動中の場合については、本調査の待機児童数に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、含めない。
- ・ 産休、育休明けの利用希望として事前に利用申し込みが出ているような、利用予約（利用希望日が調査よりも後のもの）の場合には、本調査の待機児童数には含めない。
- ・ 保護者が育児休業中の場合については、放課後児童クラブの利用が可能となったときに復職することを、調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、本調査の待機児童数に含める。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めない。
- ・ 児童福祉法6条の3第2項を踏まえつつ、放課後児童クラブの対象児童は地域のニーズに応じて各自治体が定めている。

放課後児童支援員等数（都道府県・指定都市・中核市別 うち常勤職員数・率入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
1	北海道	3,068	1,356	44.2%
2	青森県	795	494	62.1%
3	岩手県	1,601	762	47.6%
4	宮城県	1,660	945	56.9%
5	秋田県	1,064	446	41.9%
6	山形県	1,335	784	58.7%
7	福島県	1,310	678	51.8%
8	茨城県	4,393	1,096	24.9%
9	栃木県	2,713	1,180	43.5%
10	群馬県	2,041	802	39.3%
11	埼玉県	6,728	2,672	39.7%
12	千葉県	5,550	1,848	33.3%
13	東京都	16,281	6,016	37.0%
14	神奈川県	3,315	582	17.6%
15	新潟県	1,885	956	50.7%
16	富山県	1,160	150	12.9%
17	石川県	1,092	498	45.6%
18	福井県	759	441	58.1%
19	山梨県	732	457	62.4%
20	長野県	1,532	579	37.8%
21	岐阜県	2,000	834	41.7%
22	静岡県	2,560	987	38.6%
23	愛知県	4,801	1,046	21.8%
24	三重県	2,847	779	27.4%
25	滋賀県	2,234	874	39.1%
26	京都府	1,489	662	44.5%
27	大阪府	2,893	882	30.5%
28	兵庫県	2,883	1,222	42.4%
29	奈良県	1,423	455	32.0%
30	和歌山県	769	265	34.5%
31	鳥取県	804	222	27.6%
32	島根県	1,148	399	34.8%
33	岡山県	1,631	602	36.9%
34	広島県	1,581	588	37.2%
35	山口県	1,947	372	19.1%
36	徳島県	1,061	524	49.4%
37	香川県	751	363	48.3%
38	愛媛県	1,179	410	34.8%
39	高知県	561	277	49.4%
40	福岡県	3,179	1,364	42.9%
41	佐賀県	1,449	619	42.7%
42	長崎県	1,309	600	45.8%
43	熊本県	1,731	750	43.3%
44	大分県	1,455	517	35.5%
45	宮崎県	1,073	538	50.1%
46	鹿児島県	2,110	896	42.5%
47	沖縄県	2,492	1,425	57.2%
都道府県合計		108,374	41,214	38.0%

No.	指定都市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
48	札幌市	2,087	651	31.2%
49	仙台市	1,253	948	75.7%
50	さいたま市	1,794	664	37.0%
51	千葉市	1,044	562	53.8%
52	横浜市	6,906	1,143	16.6%
53	川崎市	1,723	382	22.2%
54	相模原市	1,549	139	9.0%
55	新潟市	1,328	783	59.0%
56	静岡市	564	22	3.9%
57	浜松市	1,252	108	8.6%
58	名古屋	2,444	498	20.4%
59	京都市	997	573	57.5%
60	大阪市	925	313	33.8%
61	堺市	1,353	110	8.1%
62	神戸市	2,205	400	18.1%
63	岡山市	1,339	478	35.7%
64	広島市	2,427	117	4.8%
65	北九州市	1,758	333	18.9%
66	福岡市	810	685	84.6%
67	熊本市	629	36	5.7%
指定都市合計		34,387	8,945	26.0%

No.	中核市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
68	函館市	395	164	41.5%
69	旭川市	488	229	46.9%
70	青森市	218	216	99.1%
71	八戸市	234	121	51.7%
72	盛岡市	464	142	30.6%
73	秋田市	318	206	64.8%
74	山形市	340	234	68.8%
75	福島市	486	249	51.2%
76	郡山市	474	48	10.1%
77	いわき市	404	229	56.7%
78	水戸市	638	101	15.8%
79	宇都宮市	627	313	49.9%
80	前橋市	603	238	39.5%
81	高崎市	570	192	33.7%
82	川越市	258	192	74.4%
83	川口市	465	82	17.6%
84	越谷市	240	240	100.0%
85	船橋市	545	392	71.9%
86	柏市	319	159	49.8%
87	八王子市	723	164	22.7%
88	横須賀市	555	101	18.2%
89	富山市	785	197	25.1%
90	金沢市	607	210	34.6%
91	福井市	637	208	32.7%
92	甲府市	146	125	85.6%
93	長野市	957	372	38.9%
94	松本市	328	117	35.7%
95	岐阜市	321	321	100.0%
96	豊橋市	499	72	14.4%
97	岡崎市	561	170	30.3%
98	一宮市	609	6	1.0%
99	豊田市	737	42	5.7%
100	大津市	548	194	35.4%
101	豊中市	299	231	77.3%
102	吹田市	409	0	0.0%
103	高槻市	303	133	43.9%
104	枚方市	321	142	44.2%
105	八尾市	271	271	100.0%
106	寝屋川市	151	89	58.9%
107	東大阪市	543	203	37.4%
108	姫路市	520	52	10.0%
109	尼崎市	402	59	14.7%
110	明石市	295	120	40.7%
111	西宮市	494	214	43.3%
112	奈良市	582	193	33.2%
113	和歌山市	498	419	84.1%
114	鳥取市	409	180	44.0%
115	松江市	536	197	36.8%
116	倉敷市	882	456	51.7%
117	呉市	255	75	29.4%
118	福山市	378	378	100.0%
119	下関市	201	130	64.7%
120	高松市	927	197	21.3%
121	松山市	881	272	30.9%
122	高知市	316	262	82.9%
123	久留米市	352	108	30.7%
124	長崎市	931	331	35.6%
125	佐世保市	417	178	42.7%
126	大分市	523	152	29.1%
127	宮崎市	363	240	66.1%
128	鹿児島市	1,279	59	4.6%
129	那覇市	677	308	45.5%
中核市合計		30,514	11,695	38.3%
総合計		173,275	61,854	35.7%

※放課後児童支援員等は、育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

令和3年5月1日 厚生労働省調査

学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
1	北海道	152	54	206	33.0%
2	青森県	53	16	69	40.6%
3	岩手県	42	72	114	36.7%
4	宮城県	70	70	140	47.5%
5	秋田県	66	22	88	47.1%
6	山形県	38	39	77	28.7%
7	福島県	79	39	118	46.6%
8	茨城県	206	127	333	55.4%
9	栃木県	122	106	228	43.1%
10	群馬県	48	65	113	31.7%
11	埼玉県	283	385	668	58.3%
12	千葉県	417	289	706	76.2%
13	東京都	556	428	984	54.3%
14	神奈川県	156	51	207	42.4%
15	新潟県	129	52	181	53.4%
16	富山県	60	35	95	55.2%
17	石川県	46	50	96	40.9%
18	福井県	36	3	39	23.2%
19	山梨県	47	18	65	28.8%
20	長野県	84	41	125	41.4%
21	岐阜県	169	58	227	74.2%
22	静岡県	160	152	312	63.3%
23	愛知県	218	168	386	55.1%
24	三重県	39	101	140	32.0%
25	滋賀県	50	66	116	43.0%
26	京都府	84	88	172	69.1%
27	大阪府	315	177	492	92.0%
28	兵庫県	186	172	358	67.8%
29	奈良県	68	71	139	64.7%
30	和歌山県	60	35	95	64.2%
31	鳥取県	27	15	42	35.0%
32	島根県	41	33	74	42.0%
33	岡山県	64	57	121	51.5%
34	広島県	78	85	163	55.4%
35	山口県	100	97	197	64.6%
36	徳島県	30	45	75	39.7%
37	香川県	46	49	95	56.2%
38	愛媛県	87	56	143	63.8%
39	高知県	23	43	66	70.2%
40	福岡県	90	233	323	71.0%
41	佐賀県	115	111	226	81.3%
42	長崎県	5	21	26	10.7%
43	熊本県	29	94	123	37.0%
44	大分県	54	59	113	45.9%
45	宮崎県	62	15	77	35.2%
46	鹿児島県	45	29	74	18.0%
47	沖縄県	13	45	58	12.9%
都道府県合計		4,948	4,137	9,085	51.2%

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
48	札幌市	92	0	92	36.9%
49	仙台市	58	2	60	26.2%
50	さいたま市	40	34	74	25.7%
51	千葉市	68	62	130	71.4%
52	横浜市	315	23	338	58.0%
53	川崎市	0	114	114	83.8%
54	相模原市	16	24	40	33.6%
55	新潟市	30	80	110	60.8%
56	静岡市	40	29	69	73.4%
57	浜松市	40	86	126	82.9%
58	名古屋市	51	2	53	22.4%
59	京都市	47	9	56	26.0%
60	大阪市	81	0	81	42.9%
61	堺市	69	21	90	97.8%
62	神戸市	50	10	60	25.9%
63	岡山市	47	134	181	84.2%
64	広島市	4	13	17	8.2%
65	北九州市	14	78	92	69.2%
66	福岡市	25	112	137	98.6%
67	熊本市	57	92	149	84.7%
指定都市合計		1,144	925	2,069	51.1%

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
68	函館市	16	1	17	26.6%
69	旭川市	30	24	54	55.7%
70	青森市	31	3	34	66.7%
71	八戸市	9	5	14	29.8%
72	盛岡市	2	3	5	7.5%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	山形市	31	5	36	46.8%
75	福島市	5	12	17	18.7%
76	郡山市	47	19	66	70.2%
77	いわき市	21	30	51	66.2%
78	水戸市	40	31	71	73.2%
79	宇都宮市	58	120	178	93.7%
80	前橋市	7	23	30	36.1%
81	高崎市	10	59	69	69.0%
82	川越市	62	17	79	95.2%
83	川口市	87	38	125	96.9%
84	越谷市	10	36	46	88.5%
85	船橋市	40	52	92	88.5%
86	柏市	32	47	79	95.2%
87	八王子市	38	51	89	64.5%
88	横須賀市	28	0	28	37.8%
89	富山市	21	31	52	43.0%
90	金沢市	13	4	17	16.5%
91	福井市	34	0	34	41.5%
92	甲府市	8	13	21	39.6%
93	長野市	50	0	50	56.2%
94	松本市	3	9	12	29.3%
95	岐阜市	41	0	41	89.1%
96	豊橋市	18	16	34	35.4%
97	岡崎市	3	3	6	11.5%
98	一宮市	2	3	5	8.5%
99	豊田市	33	37	70	98.6%
100	大津市	8	14	22	34.9%
101	豊中市	41	0	41	100.0%
102	吹田市	0	36	36	100.0%
103	高槻市	29	33	62	80.5%
104	枚方市	20	72	92	91.1%
105	八尾市	44	23	67	79.8%
106	寝屋川市	33	8	41	100.0%
107	東大阪市	25	25	50	87.7%
108	姫路市	12	71	83	67.5%
109	尼崎市	11	45	56	60.2%
110	明石市	10	18	28	100.0%
111	西宮市	9	74	83	92.2%
112	奈良市	11	33	44	91.7%
113	和歌山市	77	17	94	88.7%
114	鳥取市	32	14	46	62.2%
115	松江市	17	9	26	35.6%
116	倉敷市	37	75	112	70.9%
117	呉市	40	16	56	88.9%
118	福山市	32	25	57	79.2%
119	下関市	26	8	34	87.2%
120	高松市	34	59	93	70.5%
121	松山市	21	76	97	75.2%
122	高知市	36	47	83	88.3%
123	久留米市	0	43	43	91.5%
124	長崎市	19	21	40	42.1%
125	佐世保市	1	11	12	16.4%
126	大分市	17	35	52	74.3%
127	宮崎市	20	21	41	74.5%
128	鹿児島市	52	48	100	47.6%
129	那覇市	10	14	24	22.2%
中核市合計		1,554	1,683	3,237	62.9%
総合計		7,646	6,745	14,391	53.4%

同一小学校内（学校の余剰教室及び学校敷地内専用施設）で放課後子供教室の活動プログラムに参加しているクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余剰教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
1	北海道	33	9	42	20.4%
2	青森県	5	3	8	11.6%
3	岩手県	7	5	12	10.5%
4	宮城県	12	10	22	15.7%
5	秋田県	26	8	34	38.6%
6	山形県	6	6	12	15.6%
7	福島県	19	6	25	21.2%
8	茨城県	88	59	147	44.1%
9	栃木県	35	17	52	22.8%
10	群馬県	21	11	32	28.3%
11	埼玉県	159	187	346	51.8%
12	千葉県	114	81	195	27.6%
13	東京都	449	328	777	79.0%
14	神奈川県	87	21	108	52.2%
15	新潟県	7	5	12	6.6%
16	富山県	25	11	36	37.9%
17	石川県	1	3	4	4.2%
18	福井県	5	0	5	12.8%
19	山梨県	16	6	22	33.8%
20	長野県	10	6	16	12.8%
21	岐阜県	13	5	18	7.9%
22	静岡県	35	43	78	25.0%
23	愛知県	51	41	92	23.8%
24	三重県	5	15	20	14.3%
25	滋賀県	0	2	2	1.7%
26	京都府	5	48	53	30.8%
27	大阪府	239	118	357	72.6%
28	兵庫県	78	88	166	46.4%
29	奈良県	11	10	21	15.1%
30	和歌山県	12	12	24	25.3%
31	鳥取県	1	1	2	4.8%
32	島根県	9	4	13	17.6%
33	岡山県	7	5	12	9.9%
34	広島県	14	24	38	23.3%
35	山口県	44	33	77	39.1%
36	徳島県	7	1	8	10.7%
37	香川県	0	0	0	0.0%
38	愛媛県	26	13	39	27.3%
39	高知県	2	3	5	7.6%
40	福岡県	29	42	71	22.0%
41	佐賀県	15	20	35	15.5%
42	長崎県	1	0	1	3.8%
43	熊本県	9	8	17	13.8%
44	大分県	8	11	19	16.8%
45	宮崎県	5	1	6	7.8%
46	鹿児島県	0	0	0	0.0%
47	沖縄県	2	0	2	3.4%
都道府県合計		1,753	1,330	3,083	33.9%

No.	中核市名	学校の余剰教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
68	函館市	2	0	2	11.8%
69	旭川市	0	0	0	0.0%
70	青森市	17	3	20	58.8%
71	八戸市	3	4	7	50.0%
72	盛岡市	0	0	0	0.0%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	山形市	3	0	3	8.3%
75	福島市	0	0	0	0.0%
76	郡山市	16	4	20	30.3%
77	いわき市	0	0	0	0.0%
78	水戸市	39	31	70	98.6%
79	宇都宮市	48	105	153	86.0%
80	前橋市	6	20	26	86.7%
81	高崎市	0	0	0	0.0%
82	川越市	0	0	0	0.0%
83	川口市	45	20	65	52.0%
84	越谷市	0	0	0	0.0%
85	船橋市	40	52	92	100.0%
86	柏市	0	0	0	0.0%
87	八王子市	36	51	87	97.8%
88	横須賀市	1	0	1	3.6%
89	富山市	7	6	13	25.0%
90	金沢市	0	0	0	0.0%
91	福井市	2	0	2	5.9%
92	甲府市	2	1	3	14.3%
93	長野市	50	0	50	100.0%
94	松本市	0	0	0	0.0%
95	岐阜市	5	0	5	12.2%
96	豊橋市	10	3	13	38.2%
97	岡崎市	0	1	1	16.7%
98	一宮市	0	1	1	20.0%
99	豊田市	2	0	2	2.9%
100	大津市	0	0	0	0.0%
101	豊中市	38	0	38	92.7%
102	吹田市	0	36	36	100.0%
103	高槻市	18	26	44	71.0%
104	枚方市	20	72	92	100.0%
105	八尾市	41	21	62	92.5%
106	寝屋川市	33	8	41	100.0%
107	東大阪市	0	0	0	0.0%
108	姫路市	0	0	0	0.0%
109	尼崎市	11	45	56	100.0%
110	明石市	4	4	8	28.6%
111	西宮市	2	0	2	2.4%
112	奈良市	10	33	43	97.7%
113	和歌山市	0	0	0	0.0%
114	鳥取市	2	0	2	4.3%
115	松江市	10	8	18	69.2%
116	倉敷市	37	75	112	100.0%
117	呉市	0	0	0	0.0%
118	福山市	5	5	10	17.5%
119	下関市	10	1	11	32.4%
120	高松市	6	11	17	18.3%
121	松山市	11	29	40	41.2%
122	高知市	0	0	0	0.0%
123	久留米市	0	0	0	0.0%
124	長崎市	6	7	13	32.5%
125	佐世保市	0	3	3	25.0%
126	大分市	8	15	23	44.2%
127	宮崎市	1	2	3	7.3%
128	鹿児島市	51	48	99	99.0%
129	那覇市	5	8	13	54.2%
中核市合計		663	759	1,422	43.9%
総合計		3,255	2,630	5,885	40.9%

No.	指定都市名	学校の余剰教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
48	札幌市	92	0	92	100.0%
49	仙台市	5	2	7	11.7%
50	さいたま市	24	20	44	59.5%
51	千葉市	65	58	123	94.6%
52	横浜市	315	23	338	100.0%
53	川崎市	0	114	114	100.0%
54	相模原市	3	1	4	10.0%
55	新潟市	14	50	64	58.2%
56	静岡市	38	28	66	95.7%
57	浜松市	0	0	0	0.0%
58	名古屋市	51	0	51	96.2%
59	京都市	26	6	32	57.1%
60	大阪市	81	0	81	100.0%
61	堺市	16	5	21	23.3%
62	神戸市	21	4	25	41.7%
63	岡山市	6	26	32	17.7%
64	広島市	0	0	0	0.0%
65	北九州市	0	0	0	0.0%
66	福岡市	25	112	137	100.0%
67	熊本市	57	92	149	100.0%
指定都市合計		839	541	1,380	66.7%

1 調査の目的

この調査は、全国の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況を把握し、児童の健全育成の推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施している。

2 調査の対象

全国の市町村 (1,741市町村)

3 調査の期日

令和3年5月1日現在

4 主な調査事項

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施か所数、登録児童数、実施場所別クラブ数、実施規模別クラブ数、年間開所日数別クラブ数、利用できなかった児童数(待機児童数)等

5 調査の方法

厚生労働省があらかじめ定めた調査票により各市町村が記入

6 調査の集計

集計は、厚生労働省子ども家庭局において行った。

(参考) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業

(平成9年の児童福祉法改正により法定化<児童福祉法第6条の3第2項>)